

明治15年2月の御苦勞

考一 明治十五年春の拘留

明治十五年春二月 教祖様ヲ始メ中山松惠 山澤良治郎 辻忠作 仲田儀三郎 榊井伊三郎 山本利三郎等 奈良警察署エ呼出サレタリ / 教祖様ハ貳円五十銭ノ科料 山澤以下ハ壹円二十五銭ノ科料ニ処シ而シテ警察ノ云エルニハ 本官が如何程ヤカマシク取締ルト云エドモ其方等聞入レザレバ其方力ギリ信仰致セ 其カハリニ本官ニモ力ギリ止メル コンクラベスルト申セリ

(『稿本 教祖様御傳』 初代真柱様)

〈『復元37号』P238. 「ひらがな本」〉

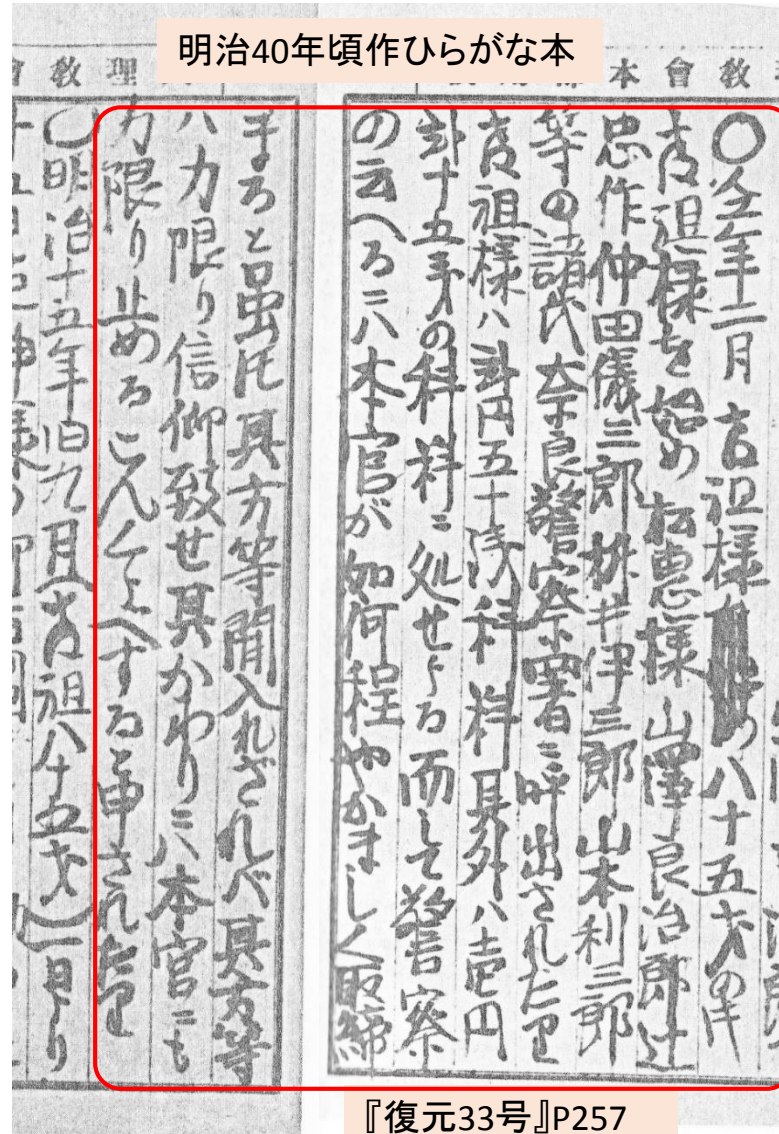
二月になって、教祖はじめ、まつゑ、山沢良治郎、辻忠作、仲田儀三郎、榊井伊三郎、山本利三郎の人々に対して、奈良警察署から呼出しが来た。その結果、教祖には二円五十銭、その他の人々には、一円二十五銭宛の科料の言渡しがあつた。この時、警官は、本官がいか程やかましく取り締まるとも、その方等は聞き入れない。その方等は根限り信仰致せ。その代りには、本官も根限り止める。根比べする。と言つた。

(『稿本天理教教祖伝』 P234)

明治15年5月かんろだい石没収

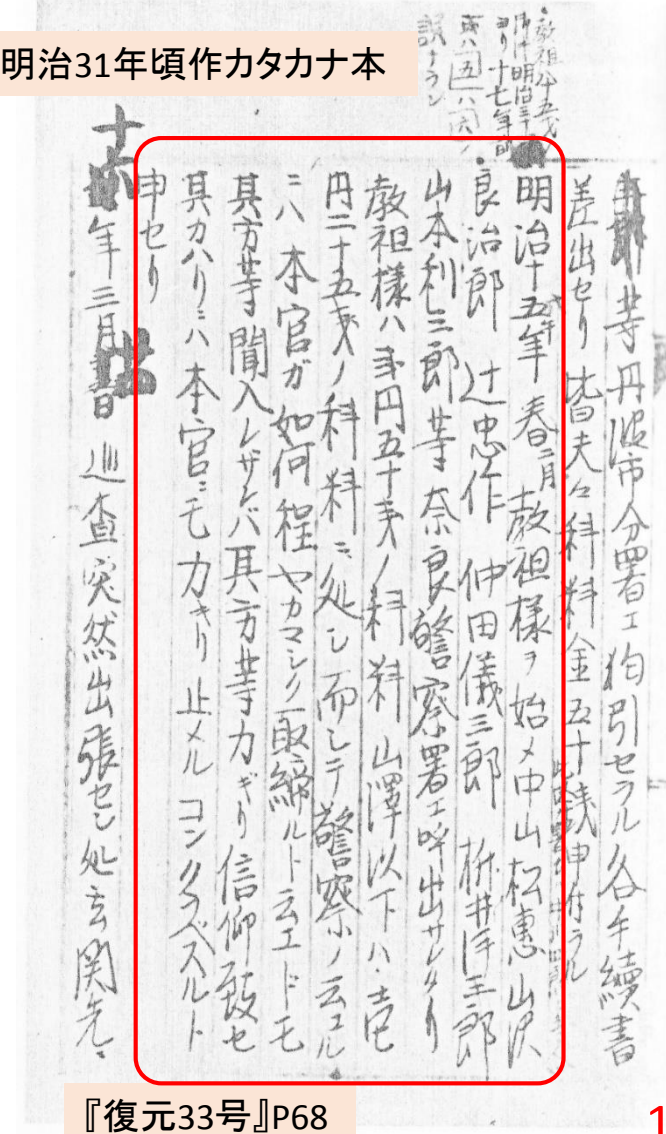
かんろだい石没収の3カ月前に、教祖を含め7名が奈良警察に呼び出されたと『稿本天理教教祖伝』にあります。まずこの御苦勞の出典を確かめることから始めましょう。

明治40年頃作ひらがな本



『復元33号』P257

明治31年頃作カタカナ本



『復元33号』P68

『ひとことはなし』にある「明治15年2月の御苦勞」解説

明治15年2月の御苦勞についての資料は中山新治郎の二つの教祖伝にしか記載はないと中山正善氏は記しています。

こんくらべ(明治十五年)

明治十五年二月教祖様八十五歳の時 / 教祖様始め、松恵様、山澤良治郎、辻忠作、仲田儀三郎、梶井伊三郎、山本利三郎等の諸氏、奈良警察署に呼出されたり。

教祖様御傳(※「ひらがな本」)にはこの様に書いてあります。しかし日も判然とはしませんし、他の教祖傳にも此項はありません。何等かの根拠はあるものと思ひますが、今日の所は唯材料をお示しするだけに致しませう。

教祖様ハ貳圓五拾錢科料 其他ハ壹圓貳拾五錢の科料に處せらる。 / 而して警察の云へるニハ本官が如何程やかましく取締ると雖も、其方等聞き入れざれば、其方等は力限り信仰致せ、其代りニハ本官ニも力限り止める。こんくらべすると申されたり。

これがその頃の取締るもの取締られる者の本心ではなからうか。こん比べ、而してこんの強いものがあとに残る。神様は後年「はいはいとはひ上る道」ともお教へ下さいました。而してその事を先輩の人々は不言實行して、ひながたをのこしておいてくれたのです。

實際、明治十年以後は諸方からおさへられてみた様です。

村人等は「天理さんへ親類や知己のものが参拝すれば、雨降れば傘貸さねばならず、飯時には、飯食べさねばならん、店出づれば子供ハ錢使ふ、依テ天理さんを止めて貰ひたい。さもなくば『年々よふない』を出してもらひたい」

と實に勝手な思案より反對されるし、(ようないとは年貢の意)

「夜中こっそりと参拝に来るものには、砂をかけ、又ハ突き当って田や川へはめる等の事度々ありたり」

と書かれてある程、指弾はされる。 / 又巡查の巡廻も想像もつかぬ程はげしかつたものらしい。

「此時分多きときハ夜三度、昼三度位、巡查の出張あり、而して親類の者たりとも宿泊さす事ならぬと申渡し、若し夜分出張ありし時、親類の者泊まりありても、八ヶ間敷説諭を加へ、昼出張ありし節、参詣の人あれば、直ちに、警察へ連れ帰り、説諭を加へたり。 / 然るにより、入口々々には参詣人御断りの張札をなしたるも、信徒の人参詣し、張札を破るもあり。参詣人来らざる日ハ一日もなし、巡查の来らざる日もなし。

「真之亮ハ十五、十六、十七の三ヶ年着物を脱がず、長椅子ニもたれてウツ / \と眠るのみ。夜となく昼となく取調に来る巡查を家の間毎々々、屋敷の角々に迄案内するからである、甚だしきは机の引出し、箆笥戸棚迄取調べられたり。巡查一人にて来る事稀なり。

中山家に常住するものは、教祖様、真之亮、玉恵、久のみなり」

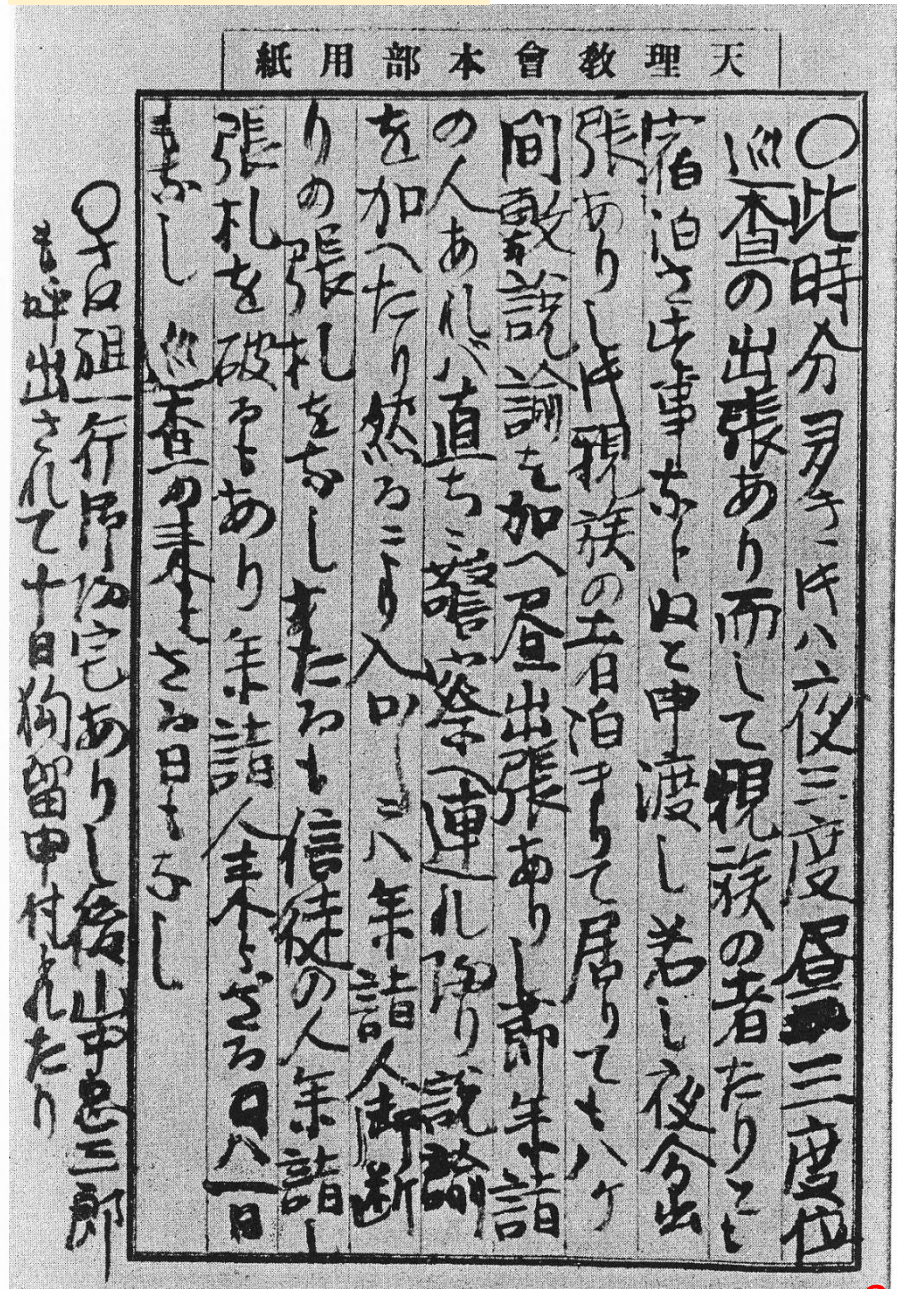
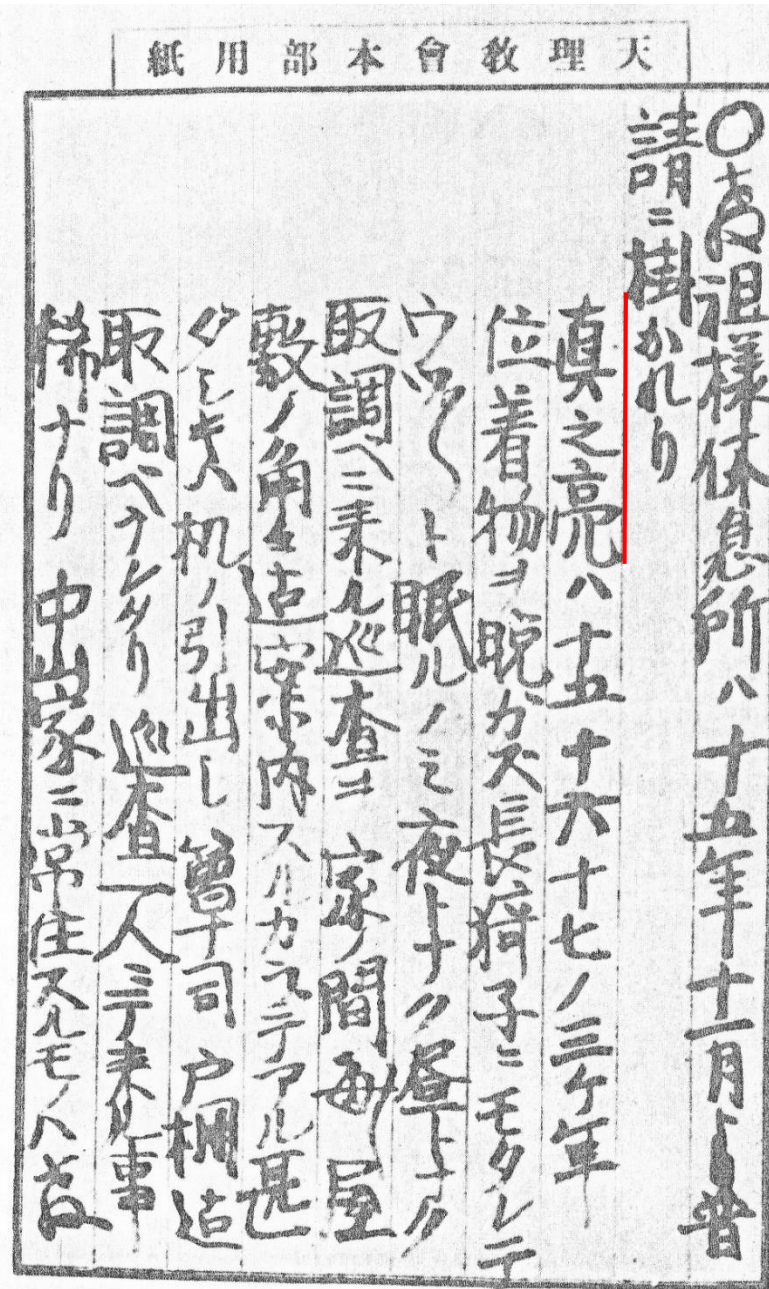
以上は父様が、教祖様御傳に書きつらねておかれた言葉である。而して私達の先輩の方々は、此様な圧迫の中を、こん比べをするつもりでもなかつたらうが、ちつとこらへて、お通りになり、今日の日をおのこし下さつたのであります。

明治十五年前後は、その最頂上であつたのではなからうかと思はれます。(『ひとことはなし』P162.1936〈昭和11〉中山正善)

『復元33号』には中山新治郎作の「稿本教祖様御伝」(明治31年頃、俗に「カタカナ本」と「教祖様御伝」(明治40年頃作、「ひらがな本」)が写真版で収録されています。右のものは『ひとつとはなし』が引用している「ひらがな本」の該当箇所です。この部分は「ひらがな本」のみにあるもので、「カタカナ本」にはないようです。

また、「真之亮」という名前がここには出ています。「カタカナ本」では、「初代真柱」が出て来る時は「新治郎」なのですが、「ひらがな本」では「真之亮」(「手続書」などの引用の場合は「新治郎」)になっているようです。

明治10年に生まれたまつゑの子「まち」は明治30年に「タマエ」と名前を変えます。これは「おふでさき」に記された「たまへ」が「まち」であることが明確に意識されていると思われます。それと同様に、養子新治郎も教祖が指名した人間であることを明確に示す教団の意図の表れでしょうか。



○子母祖一行帰ゆ宅ありし後山中息三郎も呼出されて十日拘留申付られたり

神の屋敷のさうち

御教祖様五十年の道すがら、道下りには、かんなん、苦勞はやみまもなく、御通り下さいまして、その中に年々の節と申しませうか、をり／＼の事情が起って、なんぎの中に、一層御苦勞下されましたのでございます。

明治十五年の如きは、節の中にも、大きなふしでございまして、教祖様始め、御本席様、その他取次衆も監獄へ御苦勞相成り、御屋敷は佛式の教会も、宿屋から風呂の営業もとり拂って終って、きれいなる神の屋敷と、さうちを仕立て、御屋敷の戸主人たる秀司様の未亡人まっゑ様には**御出直し**になり、教祖様は九十才に近い御身を以て、家族と申せば、僅か六才になる女の御子一人、それでもおなげきもおくどきもなく、道をおつけ下されまして、丁度ふしから芽がふくと聞かせられる通り、道はいよ／＼栄えてまゐりました。なか／＼の大ふしでござります。

さてどういふわけから、かゝる大事に成ってまゐりましたかと申しますと、この十五年の春二月頃に、奈良警察署からさしがみでござりまして、御教祖様には、まっゑ様付添ひまして、辻、仲田、山澤、山本の四先生がお伴で、奈良警察署へ御苦勞遊ばされました。

此時教祖様は二円五十銭、四人の先生方は一円二十五銭づゝの罰金を申付けられまして、猶申聞かせらるゝには、『其方どもは、しぶとい奴ぢや。なんぼとめても、説諭しても、きかうまい。依て信心は力ぎりせよ。警察は力ぎりとめる程に』と、云渡されてお帰りになりました。

そこで、これからと云ふものは、にち／＼警官が代る／＼出張致されて、嚴重に参拝人を追払ひ、巡查の姿が一時間と見えぬ間はござりませなんだ。／＼けれども、この以前から、只今の御本席様も、お屋敷へおふせ込みになりまして、神様よりまかなひ方を御命じになって、御本席様の御名前にて、カラフロ営業と、宿屋営業と両方御やりなされて居りました故、神様へ信心にまゐりたものは、皆カラフロへ入りに来ましたといふて、逗留して居ります。／＼それ故、警官も致し方がないが、その代り、もしトことでもおつとめや、御ねがひの声を聞けば、すぐにとがめられますから、神様の事は、一寸もいふ事は出来ません。尤も、天輪王如来として、慈福寺の部下の教会に成つて居つたのですから、経文でもとなへる事ならば、何も咎めるわけではないのですけれども、それはほんの名ばかりで、めったに唱へることはありません。唱へた所が、それで助かりさうな事はない。やっぱり御願もせんければならず、おはなしもきかんければなりません。さうですから、教会になつて居るにも拘らず、巡查に番をせられるのも、是非ない事でございます。／＼さて、そんな中ですけれども、多い時には、五十人位も逗留人がござりまして、ねる所もない位の夜が、往々ござりましたさうですが、いづれも二十分か三十分か、又は夜中など、巡查のかげが見えぬ間に御願ひしたり、御さとしをいたゞいたりして、だん／＼助かります。さうして、警官の方へは、カラフロの功能で段々なほると申立てゝ居りますから、遂には警官に於ても、若しや薬湯にはあらざるかとあやしみて、をり／＼風呂を検査致したさうでござります。(『改訂正文遺韻』〈復刻版〉P65—『正文遺韻』の初版は昭和12年)

『正文遺韻』に記されている「明治15年2月」の御苦勞です。内容は「カタカナ本」「ひらがな本」とほぼ同じです。『正文遺韻』に収録されている文章ですから、明治30年前後に「おやしき」周辺で語られていたこととなります。ただまつゑの死が「御出直し」と表記されています。同書の他の所では、「春子様死去」(P53)、「小寒様九月二十七日死去」(P60)、「先生御死亡」(P64)とあります。「死＝出直し」という用語が使われ始めるのは大正年間なので、明治期に書かれた『正文遺韻』の原稿は「死去、死亡」と表記されているのです。そう考えると、「御出直し」だけが昭和12年の段階で直されたのではなく、この文全体が出版される昭和12年の時点で追加挿入されたのではないかという考えも浮かんできます 4

明治15年5月に警察が来て、下二段まで出来ていた「かんろだい石」が没収されますこの事件は「おふでさき」17号38に「それをばななにもしらするこ共にな とりはらハれたこのさねんわな」、同58「このざねんなにの事やとをもうかな かんろふ大がーのざんねん」と書かれていることを裏付けるものです。ではこの事件に関する資料を追ってみましょう。
『稿本』文中、(註一)とある「下石径三尺二寸」の出所は明治14年9月18日付の「山澤良治郎名手続書」と思われます。「おふでさき」には9号47. このだいをすこしほりこみさしハたし 三尺にして六かくにせよ／9号59. このだいもたん／＼／＼とつみあけて またそのゆへハ二尺四寸に／とあるのに、「山澤手続書」では「下石軽三尺貳寸上石軽壹尺貳寸」となっています。ただ、上石は「山澤手続書」は「壹尺貳寸」とあるのに「目録」では「おふでさき」どおり「二尺四寸」になっているのは不可解です。

五月十二日（陰曆三月二十五日）、突然、大阪府警部奈良警察署長上村行業が、数名の警官を率いて出張して、二段迄出来て居たかんろだいの石を取り払うて、これを没収し、更に、教祖の衣類など十四点の物品をも、併せて没収した。

差 押 物 件 目 録 (註一)

- 一 石 造 甘 露 臺 一 個
但二層ニシテ其形六角 / 上石径二尺四寸**下石径三尺二寸**厚サ八寸
 - 一 唐縮緬綿入一枚／一 唐金巾綿入一枚／一 唐縮緬袷一枚／一 全単物貳枚／一 全儒絆貳枚／一 唐金巾単物 一枚／
 - 一 縮緬帯一枚／一 寢臺一個／一 夜具一通 但 金巾ノ更紗大小貳枚／一 敷蒲團一枚／一 赤腰巻 貳 個
- 右ハ明治十四年十月中祈禱符呪ヲ為シ人ヲ眩惑セシ犯罪ノ用ニ供セシ物件ト思料候条差押者也
明治十五年五月十二日

大和國山辺郡三島村ニ於テ

大坂府警部 上 村 行 業 ⑩

立 會 人 山辺郡三島村平民 中 山 マ ツ ヘ ⑩

立 會 人 全 郡新泉村平民 山 澤 良 治 郎 ⑩ (『稿本天理教教祖伝』 P235)

(註一) 本目録中、下石径三尺二寸とあるが、おふでさきにある寸法は三尺であり、没収された石も約三尺である。従って、この寸法の出所は不明である。(『稿本天理教教祖伝』 P297)

「おふでさき」下3尺 上2尺4寸 / 「山澤手続書」下3尺2寸 上1尺2寸 / 「差押物件目録」下3尺2寸 上2尺4寸 / でサイズが混乱しています。

就御尋手續上申書 / 大和國山辺郡新泉村平民 / 山澤良治郎

一、当國山辺郡三嶋村平民中山まつゑ祖母みきナル者赤キ衣服ヲ着シ家ニ者転輪王命ト唱へ祭り候始末就御尋問左二奉申上候

此段去ル明治十二年五月比私義咽詰病ニ而相悩候ニ付医薬ヲ相用ヒ種々養生仕候得共頓ト功驗無之ニ付転輪社へ參詣旁入湯仕候所早速全快仕候ニ付明治十三年一月比迄壹ヶ月ニ壹度宛參詣致居候然ルニ前病氣中自分相応之世話可致之心願ニ付全一月比ヨリ壹ヶ月ニ日数十五日之蒸気湯之世話致居候處全年八月来右中山まつゑ夫中山秀治存命中ニ中山秀治宅ヲ転輪王講社並ニ当國宇智郡久留野村地福寺教会出張所ト設定相成候ニ就而者私へ転輪講社取締並ニ講社出納方地福寺社長方被申付則辞令証モ所持罷在候且者中山秀治足痛ニテ引寵居候義ニ付全人ヨリ依頼ニ而日々相詰居候所右秀治義者本年四月十日比病死後全人**家内始親族ヨリ依頼ニ付家事萬端賄仕居候**義ニ御座候然ルニ右詰中老母みきヨリ兼テ被申候二者

四十四年以前ニ我月日ノ社ト貰受体内へ月日之心ヲ入込有之此世界及人間初而生シタルハ月日ノ兩人ノ拵ル故人間ノ身内ハ神ノ貸物成ル此貸物ト云ハ

目ノ潤ハ月サマ是クニトコタチノ命暖ハ日サマヲモタリノ命皮繫ハクニサツチノ命骨ハツキヨミノ命飲食出入ハクモヨミノ命息ハカシコ子ノ命右六神ノ貸物成ル故人間ニハ病氣ト云ハ更ニ無之候得共人間ハ日々ニ**貪惜憎可愛恨シイ立腹慾高慢此ハツノ事**有故親ノ月日ヨリ異見成ル故悪敷所ヲ病トシテ出ル此神ヲ頼メハ何れモ十五歳ヨリ右八ツノ心得違讚下シテ願上レハ何事モ成就スル事ト被申候

甘露臺ト老母みき被申候二者人間始メノ元ハ地場之証拠是ハ人間之親里成故甘露臺数拾三創立スル所明治十四年五月ヨリ**本日迄ニ式臺出来上リ**有之尤甘露臺者石ヲ以テ作り**下石輕三尺貳寸上石輕壹尺貳寸**六角高サ八尺二寸ニ御座候然ルニ私共ニ於テ者參詣人へ対シ前記老母みき被申候義ヲ咄致候而已ニテ**祈禱許候様者決テ仕間敷候**右就御尋手續書ヲ以此段有体奉上申候也

明治十四年九月十八日 / 右 / 山澤良治郎 (『稿本天理教教祖伝』 P160)

「明治15年5月、かんろだい石没収」の根拠

明治31年頃
カタカナ本

「かんろだい石没収」の根拠は、明治31年作「カタカナ本」、明治32年作「不燦然探知簿」、明治40年頃作「ひらがな本」です。すべて中山新治郎作です。まず「カタカナ本」で年月日と没収されたことが記され、「不燦然探知簿」には、その時差押えられた物品の書類があるとあり、「ひらがな本」では、その「書類」全文が書かれています。

教祖殿ノ生年月日問
 各々覽政十三年四月四日生
 文政元戌寅年二月廿日入嫁
 節々順序理由問
 答
 明治十九年四月十五日突然警吏三名出張し
 教祖拘引し歸せり至月二十日午之刻九時
 帰宅セラレタリ其時全伴セラレハ仲
 田儀三郎并井伊三郎ノ方代ニシテ
 介抱ノ為メ所添外ニ居リシハ概
 本ニサナリ
 今十九年十月ヨリ教祖之病床ニ就キ
 玉エリ
 明治十五年五月十二日 甘露屋其外
 教祖ノ序着物十四点差押エラレタリ
 △今ニ其書類アルナリ
 明治十四年十月六日 親族連署ニテ千續
 書差出セシ事アリ 此書本は丹波市一行ナリ
 △今ニ其書類在存セリ
 此書本は丹波市一行ナリ

「不燦然探知簿」
冒頭ページ
(『復元39号』P3)

里等ノ千續書ヲ差出サセリ
 千四年 月日 甘露屋ニ里目出未ス
 今年六月 日 巡査六名出張シテ上段ノ間
 ニ 松皮ヲ呼出し種々尋問スルニ 教祖様ノ
 御居間エ行キ種々尋問シ具上 説諭シテ皆帰
 レリ 此中余前夜夢ニ有リ見ル 作は但衣服モ差
 押
 明治十五年五月五日 甘露屋ニ里目投収セラル
 十六年六月 日 甘露屋ニ里目 澤山ナリ 警官
 ハヤキニ云フソコテ 警官即出張ヲ願ヒ出テ
 警官三名出張セシ年持人ハ引キモ切レ欠 警官
 從シノ制ナシ年持人ハ増スナリ午後ナリ

『復元33号』P75

「差押物件目録」の現物は？

天理教會本部

赤腰巻 斗個

右、明治十四年十月中祈禱有呪ヲ為
シ人ヲ眩惑セシ犯罪ノ用ニ供セレ物件ト
思料候条差押者也

明治十五年五月十二日

大和国山辺郡三島村ニ於テ
大坂府警部ニ村行業中
立合人
山辺郡三島村平氏
中山マツエト

立合人
全郡新泉村平氏
山澤良治郎

天理教會本部用紙

唐金巾綿入 壹枚
唐縮緬給 壹枚
全 單物 壹枚
全 襦袢 壹枚
唐帝單物 壹枚
縮緬袴 壹枚
寢 臺 壹枚
夜 具 壹枚
但金巾更沙大小壹枚
敷蒲團 但座蒲團云々壹枚

天理教會本部用紙

差出し具上五十五夫の科料申渡され玉ふ
当時の署長ハ中川四郎ト云々人ナリ

○明治十五年九月十二日石造日露路臺
二重板收せしる此中分署署長上村打業
氏より差押物件目録書付九の如し

差押物件目録

一 石造日露路臺 一個
但之ニ層ニシテ具形六角
上石經二尺四寸下經三尺寸厚八寸

一 唐縮緬綿入 壹枚

明治40年頃ひらがな本

『復元33号』P251

『稿本天理教教祖伝』に記されている「差押物件目録」は「ひらがな本」に書かれている「写」をそのまま載せているのです。「原本」の存在については不明のようです。先程の石の寸法ですが、警察が明治14年の手続書をもとに「目録」を作成したのであれば、「手続書」と同じでなければならぬのに、そうになっていません。原本を写す時に間違えたのでしょうか。

明治14年10月の日付がある手続書(主に中山みき名の「手続書」か)にある内容をもとに、「かんろだい」や教祖の衣服などが差し押さえられたということが書かれています。「かんろだい石」は写真を見るとほぼ完全な形で真柱室前庭に存在するようです。「みき名義の手続書」の中に「符呪ヲ為シ人ヲ眩惑セシ犯罪ノ用ニ供セシ物件」についての記載があり、それに基づいて「差押物件目録」が作成されたということでしょうか。

之によれば前年の行為に對して、差押へたものゝ如く思はれる。十月五日から八日に亘って、教祖様始め親類やお側の者から手続書を出してある如くに、一同蒸風呂や赤衣の由来転輪王命等について取調べがあった様ですが、その頃の事件の結末として教祖様のお着物や、お襦袢、さては腰巻に至るまでも、「**符呪ヲ為シ人ヲ眩惑セシ犯罪ノ用ニ供セシ物件**」として、押収してあると思はれるもので、今日では苦笑される事柄であります。

尚、此上村行業は時の奈良署長でありました。

あの重い石を如何にして運んだか、或は途中の路傍へすてゝ行ったとも話されてあるが、幾歳月を流れて後、之を本部へ納めるものがあり、今日では教會史資料として庭の中に据ゑてあるが、一旦汚された石、その取拂によつて教祖様の残念立腹が如何ばかりのものであったかは、第十七號のおふでさきを拝誦する事によって、よく伺はれる所だが一仮令甘露臺にと造らたにしろ、今日ではその理があらう筈はありません。

唯昔を物語るぬけがらとして真柱室の前庭に積重ねてあります。(『ひとことはなし』P109. 中山正善. 1936)



石の臺露甘たれさ収没

手続書 /大阪府大和國山辺郡/ 三島村 中山マツエ / 母 中山ミキ

自分儀本日御喚出に相成転輪王尊ト唱エ且赤キ衣類ヲ着シ候儀御尋問ヲ蒙リ奉恐縮左ニ原由申上候

抑モ今ヲ去ル四十四年前則天保九年長男秀治足痛ニテ壹ケ年経過スルモ全快不致候處其比同郡長瀧村ニ市兵衛ト申候修験者有ツテ人民ニ加持

祈祷致シ頗ル功験有之噂承ルニ付自宅エ同人ヲ招キ加持祈祷等ヲ受クルニ其治スル即功アルモ三日或ハ五日間ニシテ本ニ復シ足痛全快ト云場

に立至ラス殆ント壹ケ年ニ至リ其後十年十月此釜下ヲタクニ折々氣絶シ或時ハ井戸場エ水汲ニ參ルモ氣絶致シ人事ヲ覺エザル數回ニ及ビ爰ニ

至リ又々長瀧村市兵衛成ル者ヲ招キ加持祈祷ヲ受ケ其修行間咄シ之際自分ハ漬物ヲ附ルニ俄然ト腰痛ヲ発シ夫亡善兵衛成ル者モ同時ニ眼病ニ

テ困難候ニ付忽チ信ヲ起シ祈誓候所廿四日之夜胸中然ルカ如ク覺エ翌朝廿五日ニ至リ目ヲ覺スレハ頭元ニ脇ザシヲ持イ？ム人アリ且一人は弊

ヲ持有ツテ自分ハ狐狸之障碍之様ニ家内ハ存シ種々祈禱等致シ居同夜天上ニ物音聞エケレハ身體忽チ大石ヲ以テ押サユル如ク覺エルニ微妙ナル

聾ニテ珍ラシキ物来レリトキクハ我者國常立尊ト聞ケバ身體ハ輕ルクナリ又入替リ右ノ如ク次第十柱ノ神来レリト覺エ候其神語ニ日ク

國常立尊 御姿 龍 是ハ人間ノ身ノ内眼ウルヲイヲ守護スル神/面足尊 御姿 頭十二尾三大蛇 是ハヌクミヲ守護スル神/

國狭槌尊 御姿 龜 是ハカワツナギヲ守護スル神/ツキヨミノ尊 御姿 シヤチホコ 是ハ骨ヲ守護スル神/クモヨミノ尊 御姿 ウナギ

是ハ飲ミ食イ出入ヲ守護スル神/惶根尊 御姿 カレ 是ハ意氣ヲ吹分ヲ守護スル神/ヲト、ノベノ尊 御姿 黒グチナ 是ハ人間食物引出

シヲ守護スル神/帝釈天 御姿 フグ 是ハ出産ノ節胎内ノ縁切ルヲ守護スル神/伊弉諾尊 御姿 ギ魚 是ハ人間始メノ種ヲ守護スル神/

伊弉册尊 御姿 白蛇 是ハ人間始メテナワシロヲ守護スル神/

右十体ノ神ヲ轉輪王ト云汝ノ体中ヲ借り入ルト夢ノ如ク神託ヲ蒙リ候夫ヨリ自分ニ於テハ産婦杯ヲ救助ノ咄ヲスルニ付家内一統親戚ニ至ル迄

自分ヲ乱心スルト心得諸方ニテ加持祈祷ヲ致シ候義本心ニ相成候後承リ候同年十一月中隣家清水宗助妻ゆき成ル者出産之際腹痛ニテ困難苦心

罷在候噂承リ難産救助之慈善心ヲ發シ該家ニ望ムニ産婦苦痛シ最中ニ付**脊中ニ息ヲ吹懸クレハ腹痛忽チ止メ**安産ス其際心中ニ思フハ腹帯モタ

レ物毒忌ヲスルニ不及ト浮ムニ付右ノ如ク言聞セハ産婦ゆき我言葉ヲ守リ無難ニ日立候義ヲ世間ニ流布スルヨリ妊娠ノ者諸方ヨリ參り候ニ付

前顯之通り咄シ致シ候又病氣之者參レハ其者ニ咄スニ人間ニ於病氣ト云者ナシ人間者ヲシイホシイ憎イ可愛恨シイ腹立欲高慢此八ツノ事有ル

故月日ヨリ異見ニ成ル故惡敷所ヲ病トシテ出ルナリ依テ右ノケ條ヲ捨テ此神ヲ頼メハ何病ト雖モ成就セスト云事ナシト私宅エ參ル人ニ咄シ致

候明治五年末ニ至リ**甘露臺雜型トシテホヲ以テ**上經壹尺貳寸下經壹尺貳寸ニ柱三寸角長サ六尺惣高サ六尺六寸ニテ六角甘露臺壹臺設置仕候

甘露臺之儀夢ニ聞キ候ニハ人間初メ之地場ノ証拠ナリ此臺出来候上ハ當年ヨリ三十年相過候得者**此臺之上ニ五升入之手鉢ヲ載セ置候得ハ天ヨリ**

毎夜甘露ヲフらし是ハ人間ニ與エハ壽命藥ニナルト云事聞覺タリ尚又十五年己前慶応三年七月下旬頃京都吉田殿ニテ私長男秀治エ神道職ヲ相受

並ニ轉輪明神ト云魂串相受申候ニ就テ者多分參詣人彌益候所參詣人ヨリ青物ヲ進シ候ヲ該參詣人エ惠與致居候所御供ヲ受度旨申ニ付金米糖ヲ

相與へ候義ニ御座候然ルニ惣身相腦候ニ付如何之義ト不審致居候處明治十年三月比ニ至我レノ頭内ヲ月日社ノ貸物トスルニ黒キ衣服ヲ着シ居

候故相腦候ニ付キ**赤キ衣類ト着替ヘルベク旨夢ニ覺エタリ夫ヨリ赤キ衣服ヲ着仕居候**其後者參詣人且者世話人之者へ相任更ニ參詣人エ對シ前顯

之咄等ヲ仕居不申候然ル處明治十三年八月来私長男秀治宅ヲ轉輪王講社ヲ取結候続而富國宇智郡久留野村地福寺教會出張所ヲ設定相成候由賽

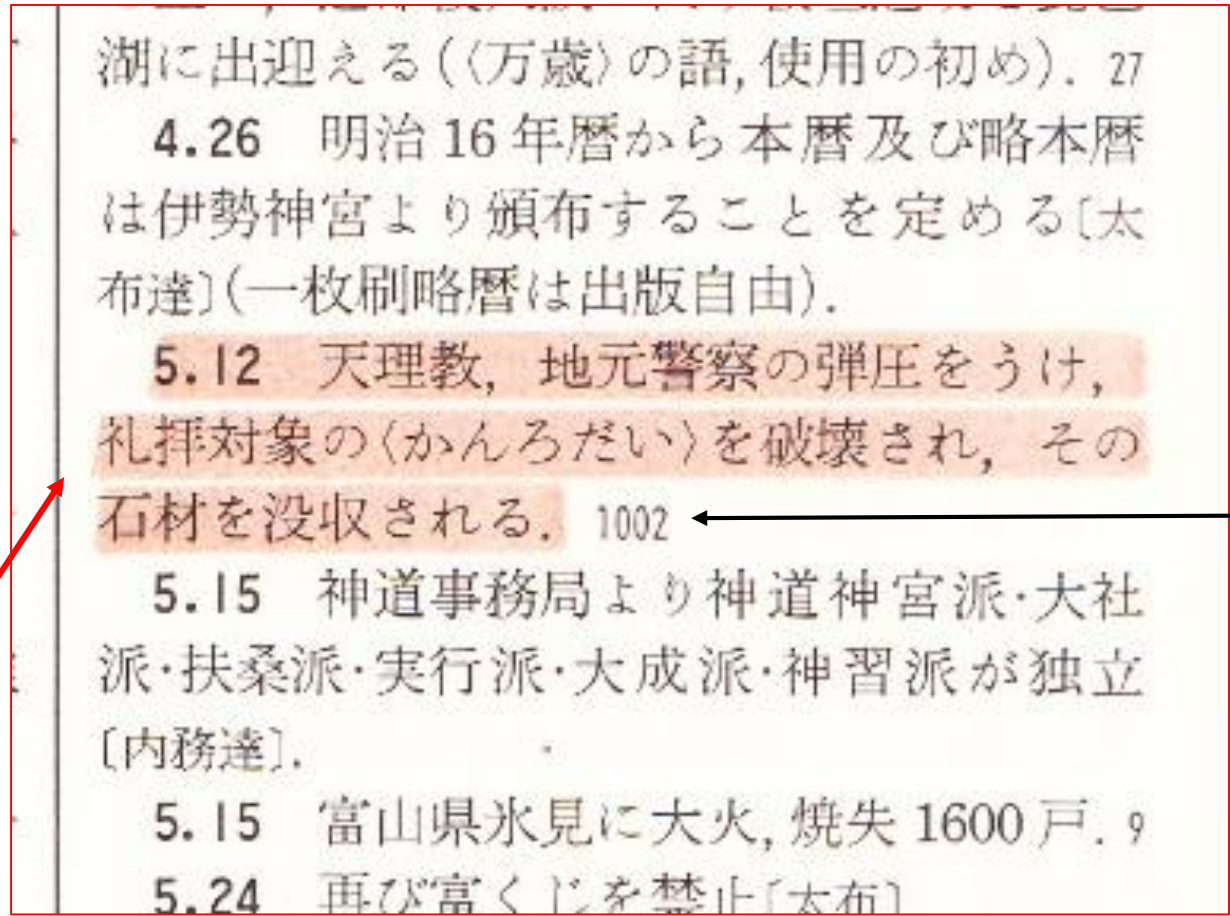
錢之義ハ日々十四五錢宛受取月之廿六日二者四五十錢**山澤良治郎ヨリ封之儘受取此金ヲ以自分入費ニ相用ヒ候**

前顯之始末ニ候得共私ニ於テハ祈禱拜ミ等之義者更ニ不仕候右之外者山澤良治郎□中田儀三郎辻忠作右之三名之者ヨリ手続書ヲ以テ申上候通

ニ御座候/右御尋問ニ付有體奉申上候以上/明治十四年十月八日/右中山ミキ/奈良警察署長/大阪府七等警部中川四郎殿

政 治	経 済・産 業・技 術	社 会
<p>1. 4 軍人勅諭を陸軍卿大山巖に下す(陸軍達)(海軍卿出張中)。</p> <p>1.25 条約改正に関する第1回各国連合予議会を外務省で開催(7.27第21回で閉会)。7</p> <p>1- 一 《東京日日新聞》と《東京横浜毎日新聞》との間に主権の所在をめぐる論争おこり、以後、《朝野新聞》《郵便報知新聞》など参加(この年、さらに各種新聞・雑誌で、政党内閣制、議会・選挙制度などの論説盛んとなる)。44</p> <p>2. 1 大阪で立憲政党政成立し(総理中島信行)、この日《日本立憲政党政新聞》を発刊。125</p> <p>2. 8 開拓使を廃止。北海道に函館・札幌・根室の3県をおく[太布]。</p> <p>2.12 矢野文雄・尾崎行雄・犬養毅ら、東洋議政会を組織(立憲改進黨創立に合流)。125</p> <p>3. 3 参議伊藤博文に、勅書により憲法調査のため欧州出張を命ずる。3.14東京発、5月~'83年2月、ベルリン・ウィーンでグナイスト・スタイン・モッセらの講義を聞き、'83.8.3帰国。696</p> <p>3.12 九州の自由党系各社代表、熊本で九州改進黨を結成。27</p> <p>3.14 河野敏謙・前島密・小野梓ら、嬰鳴社・東洋議政会員と協議して(立憲改進黨趣意書)を発表。4.16立憲改進黨結成式を行い、大隈重信を総理に決定。125</p> <p>3.18 福地源一郎・水野寅次郎・丸山作楽ら、立憲帝政党を組織し、党綱綱領を発表(欽定憲法・天皇主権など)。27</p> <p>4. 5 外務卿井上馨、第9回条約改正予議会で、日本の法律・裁判権に服せし外国人に全国内地を開放すると宣言。6.1外国人判事使用などの細目を提案。7</p> <p>4. 6 自由党総理板垣退助、遊説中、岐阜で襲われ負傷。4.12慰問の勅使派遣される。27</p> <p>4.26 大阪府知事、5.1に予定の酒屋会議禁止を告示。5.4植木枝盛、淀川舟中で協議の上、5.10京都で酒屋会議。6.26元老院に酒税減額建白書を提出。753</p> <p>5.12 福島県会、県令三島通磨の道路工事強行に反対し、地方税議案を否決。27</p> <p>5.25 樽井藤吉ら、肥前島原で集会、東洋社会党党則を定める。7.7結社禁止。125</p> <p>6. 3 集会条例改正(太布)(地方長官に1年以内の演説禁止権・解社命令権、内務卿に一般的な結社集会禁止権を与え、政治結社の支社設置禁止などを追加)。</p> <p>7.23 京城で朝鮮兵反乱、軍事教官堀本少尉らを殺害、日本公使館を襲撃。公使花房義實ら、濟物浦より英理量船で、7.30長崎に帰着(壬午事変)。7</p> <p>7.27 行政官史服務紀律を定める(太達)。</p> <p>7.31 閣議、仁川・釜山に3軍艦派遣を決定。8.16花房公使、2個中隊をひきいて京城に入る。7</p>	<p>1.21 大日本山学会設立。2月、機関誌《大日本山学会報告》創刊。431</p> <p>1- 一 玉島紡績所開業(岡山、ミュール4000鐘)。399</p> <p>2.28 駅運総監、郵便汽船三菱会社に第三命令書を下付(海上輸送以外の事業禁止、船舶の増備・改良、助成金航路における定期航海の厳守、運賃の適正など)。433</p> <p>2.28 釜石鉱山製鉄所(工部省所管)、燃料をコーストにかけて高炉の操業再開。9.12炉内冷固して操業中止。79</p> <p>2- 一 大蔵卿松方正義、(地租改正報告書)を太政官に提出。434</p> <p>2- 一 開拓使廃止に伴い、所管の電信業務は工部省に移管(全国電信事業の統一完成)。106</p> <p>2- 一 桑原紡績所開業(大阪、ミュール2000鐘)。399</p> <p>3. 1 松方大蔵卿、紙幣整理に関し、中央銀行の設立、外国為替取引等の意見書を太政官に提出。435</p> <p>3. 1 釜石鉄道(工部省釜山局所管、'80年2月開業)、旅客・貨物の輸送を開始(軌間2フィート9インチ、軽便鉄道の初め)。79</p> <p>3. 3 釜石鉱山製鉄所、バッドル法により鉄鉱の生産開始。423</p> <p>3.16 外務卿井上馨、条約改正予議会(東京で開催)の席上、列国代表に、保護関税による産業保護の方針は放棄する旨演説。435</p> <p>3.18 渋沢栄一・大倉喜八郎ら、東京電灯会社設立を出願。7月、横山孫一郎・大倉喜八郎ら計画中の電燈会社と合同し、大倉組内に東京電灯会社設立事務所を設置。12.14創立を再び出願、'83.2.16許可、'86.7.5開業。164</p> <p>3- 一 市川紡績所開業(山梨、ミュール2000鐘)。437</p> <p>4. 1 西北社、東京・高崎・前橋・坂本(碓氷)間に、郵便物・旅客・貨物の馬車輸送を開始(遊覧軒など従来の乗合馬車業者が合同)。56</p> <p>5. 3 大阪紡績会社設立(資本金25万円。1万500鐘)。'83年6月、操業開始。438</p> <p>6. 3 官営広島紡績所を広島県に移管。同月、未落成のまま広島綿糸紡績会社へ払下げ。399</p> <p>6.22 政府、土族勸業資本金として307万5000円支出を決定。439</p> <p>6.25 東京馬車鉄道新橋-日本橋間開通(最初の馬車鉄道、のちの東京電車鉄道線)。6</p> <p>6.27 日本銀行条例を定める(太布)。10.6総裁に吉原重俊、副総裁に富田鉄之助を任命。10.9開業免許(資本金1000万円、政府半額出資)。10.10営業開始。441</p> <p>6- 一 猪苗代湖疎水工事竣工(灌漑面積2797町歩、土族授産の一つ)。408</p>	<p>1. 1 全国人口、3670万118人(東京98万2143人)。458</p> <p>1. 8 京都に体育演武場開場。799</p> <p>1.21 坂崎嵐(紫瀾)、高知の高栄座で、(東洋一派民権講釈)と題して、政治講義を演じる(政治講義の初め)。1505</p> <p>1.23 大阪府、旧堺泉の和泉・河内・大和の合併にあたり、同地域内の鍼灸・水廻・吸玉による治療術の新規開業を禁止。2</p> <p>1.24 神官の教導職兼補を廃し、葬儀に関与しないものとする(内務達)(府・県社以下の神官は'84年8月まで従前の通り)。</p> <p>3. 1 《時事新報》創刊(東京、主宰福沢諭吉、社長中上川彦次郎、1936.12.25(東京日日新聞)に合併)。</p> <p>3.18 東京で、開店や売出しに反物などの景品添付、富くじ類似の行為流行のため、警視庁、各警察署に取締を命令。5</p> <p>3.20 上野公園内の動物園(農商務省付属)開園。6</p> <p>3- 一 体操機械運動具店の潤堂堂創業(神田神保町)、5月、美濃津商店創業(本郷)。800</p> <p>4. 4 鳥取県八東郡各村農民、小作米軽減要求で騒擾、県の斡旋で4.15解決。21</p> <p>4.14 群馬県、全県下の遊廓を'88年6月限り廃止すべき旨布達(実際は延期)。これより、廢娼運動盛んになる。781</p> <p>4.17 吉沢滋ら(自由万歳)と大書した旗を立て、潰離後大阪へ向う板垣退助を拜謁湖に出迎える(〈万歳〉の語、使用の初め)。27</p> <p>4.26 明治16年曆から本曆及び略本曆は伊勢神宮より頒布することを定める(太布達)(一枚刷略曆は出版自由)。</p> <p>5.12 天理教、地元警察の弾圧を受け、礼拝対象の(かんろだい)を破壊され、その石材を没収される。1002</p> <p>5.15 神道事務局より神道神宮派・大社派・扶桑派・実行派・大成派・神習派が独立(内務達)。</p> <p>5.15 富山県氷見に大火、焼失1600戸。9</p> <p>5.24 再び富くじを禁止[太布]</p> <p>5.29 芝-神田にコレラ発生、晩秋にかけ流行、死者5076人。8.2~9.18集会すべて停止(この年、全国で3万3784人死亡)。6</p> <p>6. 5 嘉納治五郎、下谷北稻荷町永昌寺書院に柔道場開設、初年の入門者9人(講道館のおこり)。801</p> <p>6.15 北海道市来知に空知集治監設置(内務達)。</p> <p>6.26 真言宗より法相宗が独立(内務達)。</p> <p>7.10 医療服薬を行わず禁厭祈禱のみを治病の術とすることを禁止(内務達)。</p> <p>8- 一 暴風雨本土縦断、被害甚大。6</p> <p>9. 2 神奈川県橋本郡末長村村民30人余、隣村久本村でコレラ病死人を火葬しようとしたのを忌み嫌って集合し不穏、警察官の説諭で解散。21</p> <p>9.28 神道御岳派、神道大成派より独立。1002</p>

『近代日本総合年表』にも記載されている「かんろだい石没収」



1002一出典を示す番号で、「天理教参考年表(高野友治編)」と巻末に出ている。

『近代日本総合年表』に「かんろだい石没収」の記事が出ています。この記事だけを読むと、大本教の神殿が破壊された時と同じような印象を受けますが、実際は2段まで出来ていた石が「おやしき」から持ち出され、ほぼそのままの形でどこかに置かれていたということです。

「差押」には主刑の判決が必要—明治15年に刑法は変わっているのに、14年中の判決を主刑として、15年になってその主刑に基づいて「付加刑」が実行されるのは不自然! — 松谷武一氏の考察

ここでは「差押物件目録」について『ひとことはなし』にもあったように、明治14年10月の手続書の内容を前提にしていることが問題にされています。また、「差押」は付加刑で主刑がなければならないと言っています。明治14年10月に一連の手続書が残存していますが、その判決がどのようなものだったかは不明です。また、15年を境に刑法が変わったことも問題にしています。

この文章（※「差押物件目録」）「をよく読みますと、これはかんろだいの石差し押さえの理由書をかねています。 / —中略— / ところで、法律の専門家の人々にお聞きしますと、「差し押さえ」と「没収」は同義語ではなく、事件によっていったん差し押さえされても、裁判で審理され判決がおりると、犯罪につかわれたものは没収されて、ふたたび使用できないように破棄され、関係のなかったものは返却されるわけで、「差押物件目録」だけでは、没収されたかどうかははっきりしない、と教えてくださいました。さらに、犯罪につかわれた物件の没収は付加刑で、主刑にともなうものだから、この場合も主刑の判決があったはずだ、というお話でした。

私は「主刑」「付加刑」の専門知識がなかったので、必死の勉強もむなしく、とてもきびしい衝撃を受けました。でも、考えてみれば、大胆な素人の仮説を展開した結果、専門家のあらたな見解をお聞きできたわけで、今後、教内の法律専門家の人々の手で、本格的な史実研究がすすむことになる、と思うと、私は刑法史の神秘の森に探索に入ってよかった—と考えました。（『ひながたとかぐらづとめ—国家権力の弾圧と近代法制史料』P138. 松谷武一. 1998. 道友社）

明治十五年五月十二日の、おぢばのかんろだいの石の差し押さえだけでは、没収されたかどうかはわからない、という法律家の見解にこだわると、一瞬、その日の史実が見えなくなりそうです。 / けれども、たしかに差し押さえられたかんろだいの石は、おぢばから警察官の手で強制的にほかの場所へうつされました。 / 『おふでさき』第十七号を読みますと、

それをばななにもしらするこ共にな とりはらわれたこのさねんわな 十七・38

このさねんなにの事やとをもうかな かんろふ大が一のざんねん 十七・58

と仰せられています。かんろだいの石が他所へ移された瞬間に理を失い「とりはらわれた」わけでした。石がなくなったあとには小石が積まれていました。 / 没収されたかどうかは法律上の問題ですが、取り払われたことはたしかで、そういう法的議論は別として、『おふでさき』の記述がもっとも正確に事実をお教えくだされていると思うと、心に火のつくような感動がわきおこります。 / さらに、このときの「**差押物件目録**」の文章はたしかにへんです。「明治十四年十月中」は改定律例の時代でした。明治十五年一月一日からは、フランス法による旧刑法が適用されていました。廃止された法律のもとでの事件を主刑としてとりあつかい、その付加刑を宣告した、というのはいったいどういうことなのでしょう。すごい関心がわきます。（『ひながたとかぐらづとめ』P141） 12

ここには、「かんろだい」はまつゑと山澤良治郎が警察に頼んで持って行ってもらったことが分かっていると書かれています。しかし、「分かっている」という具体的な内容は書かれていません。八島氏は明治14年9月の一連の書類が出される事件についても山澤良治郎が警察に密告したためとしていますので、この「かんろだい石」の没収についてもその延長線上で山澤が警察に言い付けたということでしょうか。また「差押物件目録」についてまつゑ、良治郎が「立会人」になっていることを取り上げています。この当時、中山家の戸主はまつゑでした。その中山家の敷地内にあるものを差押えるのに戸主が立会人というのは何とも解せません。まつゑや良治郎の立場からすれば、「かんろだい」は85歳になる隠居の母がやっていることで、私たちは関係ない、母の衣類が差押え物に入っているのもそれ故だということになるのでしょうか、警察の立場からするとそのような姿勢は許容されるのでしょうか。

明治十三年秀司さんが拝み祈禱の転輪王講社を作り、山澤良治郎の泥海古記というような紛らわしいものが出てまいります。おふでさきできびしく叱られ、秀司さんは亡くなります。そして、教義のお話さえも正さなくてはならないという明治十五年という時には、教祖はつとめ場所上段で、かんろだいを囲んで、かぐらつとめを、半月間毎日つとめて転輪王講社を政府の手で取り払います。そして、その後でも、かんろだいがおやしきに残っているのを、秀司さんが亡くなった後、戸主のまつゑさんが、こんなもの、持って行ってくださいと警察に届けた。それをやらせたのは山澤良治郎ということがわかっているのです。かんろだいを取り払うということは、こんなもの持って行ってくださいという中山家、やしきの中のそばなものの悪事が、かんろだいを取り払うまで行ってしまったのです。／ そのときの書類を見ますと、もしも警察が中山家にあるかんろだいを没収するというなら、戸主の責任で戸主は罪人扱い、罪人までいかなくても被疑者扱い、今でいうと容疑者です。その扱いになっているのに、立会人という書類が残っています。／ 公式文書に、立会人ということは、私はかんろだいとは関係ないです。言ってみればお母さんが勝手にやっているのです。持って行ってください、という届けを出したので、警察が取りに来た。それで届けたまつゑさんを立会人。そこに署名しているのが山澤良治郎。これも立会人と書いてあります。

その**公式文書では、中から世界たすけのおつとめのかんろだいを放り出したとゆうこと**なのです。突如として警察がやってきたものではありません。書類を見れば明らかです。（『ほんあづま437号』P7. 八島英雄. 2005）

「おふでさき」はなぜ17号で止まったのか — 対政府と関連付ける村上重良氏

みきは民衆救済の神業をいそぐ「神のせき込み」を強調し、神業の成就を意味する「かんろだい」の建設と「かぐらづとめ」の実行を命じた。「かんろだい」は、神が人間世界を創造した聖地とされる「ちば」（中山家の地）に建てられる石造の台であり、「かぐらづとめ」は、「かんろだい」を囲んで行われる最高の儀礼である。1882（明治15）年三月（※陰暦）、執拗な禁圧をくりかえしてきた警察は、本部を襲って建設中の「かんろだい」を破壊し、その石材を持ち去った。この暴圧にたいして、**みきは、教歌「おふでさき」で、神の「かやし(報復)」を警告して、14年にわたった「おふでさき」の述作をやめた。**こののち弾圧はますます激化し、1884（明治17）年ごろには、連日、警官が本部に出張し、参拝人があれば捕えるという有様で、開教を記念する毎月二六日の縁日には、前後三日間、みきを警察に勾留するのが例となった。

弾圧には、医療妨害、風紀紊乱、金品をだまし取る等の理由が挙げられていたが、官憲の仮借ない攻撃は、国家神道とあいられない教義をかかげ、民衆の救済と「陽気ぐらし」の理想世界の実現を約束するこの民衆宗教にたいする権力側の敵意の現われであった。1886（明治19）年一月（※陰暦）、本部に近在の講300余人の参拝があったが、警察はただちに解散を命じ、みきを櫛本警察分署に留置した。この冬は30年来の厳冬といわれ、89歳のみきは、12日間、火気のない板の間に、うすべり一枚で坐らされた。これは、前後18回にわたる勾留の「最後の御苦勞」となり、みきは病床についた。病床から、みきは幹部たちに正式な「かぐらづとめ」の実行を命じ、最後に「律（法律）ありても心定め（信仰）が第一やで」（『おさしづ』）と、信仰が政治支配や法律制度に優越することを教えて、翌年2月（※新暦）18日、90年の多難な生涯を終わった。（『天皇制国家と宗教』P101. 日本評論社. 村上重良. 1986）

村上重良氏は「本部を襲って建設中の『かんろだい』を破壊」し、「『おふでさき』の述作をやめた」としています。村上氏は「おふでさき」を対社会的姿勢で書かれていると解釈し、そこから、警察が甘露台を没収したことによって、その述作も止まったと考えたわけです。この姿勢は1号解釈から引き継がれています。

「明治新政への期待」と「政府の開化政策に痛烈な非難」を「おふでさき」から読み取る理解は昭和29(1954)年に書かれた高木宏夫氏の「宗教教団の成立過程—天理教の場合」にみられます。この解釈は、「上」を支配者、政府、「とふじん」を外国人、外国と理解するところから出てくるものです。この解釈は村上重良氏にも引き継がれます。

これからハをくはんみちをつけかける せかいの心みないさめるで (2号1)、上たるは心いさんでくるほとに なんだきにくるこくけんがきた (同2)、ちやつんであとかりとりてしもたなら あといでるのハよふきづとめや (同3)、このつとめとこからくるとをもうかな 上たるところいさみくるぞや (同4)

〔訳—これからは、よその方面へも説きかけていって、世間の人々の心は皆勇むようにする。そうすると、お上・為政者もこれをきいて心が勇んでくる。その時がきた。茶摘みがすんであとを刈りそろえたならば、そのあとは陽気勤めでドンチャンさわぐのだ。この陽気づとめはどこからくると思うか。混政者等が勇んでくるからだ。〕

とうたって、上と表現されるお上・権力者（支配者）に対する、大きい期待を表わしている。それは、維新の神仏分離令によって、これまで山伏、神官、僧侶などが繩ばりを主張して教祖に圧迫を加えていたのが無力となって、一時的に小康を得た状態にあったからである。ところが、外国人に対しては、つぎのように不満を表わしている。

これからハからとにほんのはなしする なにをゆうともハかりあるまい (2号31)、とふぢんがにほんのぢいゝ入こんで まゝにするのが神のりいふく (同32)、たん／＼とにほんたすけるもよふだて とふじん神のまゝにするなり (同33)、このさきハからとにほんをハけるてな これハかりたらせかいをさまる (同34)、いまゝでハ上たる心ハからいで せかいなみやとをもていたなり (同35) (「宗教教団の成立過程—天理教の場合」P299. 高木宏夫. 1954. 『東京大学東洋文化研究所紀要』通号6号)

新政への期待を「このさきハ上たる心たん／＼と 心しづめてハぶく (和睦) なるよふ」 (1号19) 「いまゝでハ上たる心ハ (解) からいで せかいなみ (世界並み、真理を理解できない一般人なみ) やとをもていたなり」 (2号35) と表明しながら、同時に、維新の動乱期の開国による民衆の困窮と攘夷思想を鋭くとらえて「とふぢん (唐人) がにほんのぢい (地) い入こんで ままにするのが神のりいふく (立腹)」 (2号32) と非難し、「にほん」の「たすけ」「をさまり」のために高山 (権力者) のなかにある「にほんのもの」と「とふぢん」とを峻別すべきであると説いている。この主張は「このさきハから (唐) とにほんをハ (分) けるてな これハか (解) りたらせかいをさまる」 (2号34) とあるところから推して、新政府にたいして、外国勢力の経済的・文化的進出へのナショナリズム的排撃を期待したものと思われる。(『近代民衆宗教史の研究. 第二版』P140. 1963. 村上重良. 法蔵館—この論文の初出は1959)

【おふでさき註釈－現行版】1号19. このさきハ上たる心たん／＼と 心しづめてハぶくなるよふ

20. このハほくむつかしよふにあるけれど だん／＼神がしゆこするなり

2021.04P7

《19、これからは、上に立つ人々は、心を平静にして互に融和しなければならない。

20、この融和は難しいようであるが、次第に親神が守護するから、やがて実現するに違いない。

註 当時即ち明治二年の頃は維新創業の際で、人心不安で疑惑深く、表面新政府に帰順しながら、内心歴代君侯の恩を思うてひそかに事を謀る者があり、果して平穩に藩籍奉還が実行出来るかと憂えられた位であった。右二首のお歌はこの国情に対して、親神様は、将来人心必ず一に帰して安定す可きを念ひ、月日親神様の守護もまたそれにある事を述べられたものである。》（※昭和3年版では19.20の解説はほぼ同じで、「註」の部分は「註 当時即ち明治二年の頃は維新創業の際で、人心不安で疑惑深く、表面新政府に帰順しながら、内心歴代君侯の恩を思うてひそかに事を謀る者があり、果して平穩に藩籍奉還が実行出来るかと疑問視された位で、新政府と佐幕派との二勢力は何時になれば融和できるかわからないやうな状態であった。右二首のお歌は此両者対峙の国情に対して、親神様は、日本は万世一系の天皇を君主と仰ぐ万邦無比の国体であるから、将来人心必ず朝廷に帰して融和す可きを念ひ、且親神の守護も亦それにある事を述べられたものと考えられる。」となっており、また昭和12年版の註は、「現行版」とほぼ同じです。3年版の「註」は戦後変えられたのではなく、12年の時点で変えられ、戦後もそのまま引き継がれたわけです。）

2号1. これからハをくはんみちをつけかける せかいの心みないさめるで / 2. 上たるは心いさんでくるほとに なんだきにくるこくけんがきた / 3. ちやつんであとかりとりてしもたなら あといでるのハよふきづとめや / 4. このつとめとこからくるとをもうかな 上たるところいさみくるぞや

一、今までは主にこの道を慕うて来る者に説き諭しをして来たが、これからは世界に広く教を説いて、世の中の人の心を勇ますようにする。 註 をくはんみちとは、往還道で、大勢往来して、しかも何等の危げのない大道の意であって、その真意は、貧富貴賤或は民族の如何を問わず、普く広く世界一列を救ける道の謂である。

二、往還道をつけかけると、上に立つ人々もこの教を聞いて心が勇んで出かけて来るようになる。しかも、それは遠い事ではない。もう直ぐにもそれが実現する機運に向っている。

三、茶の葉を摘みあと刈りそろえて了ったならば、それから先は、いよいよよふきづとめに取りかかるのである。

註 この附近で、茶摘みというのは、大体陰暦五月、九十八夜頃である。

四、このよふきづとめは、どうして出来るかという、心の入れ替えが出来た者から行われるのである。そうなると、上に立つ人々も自然と心が勇んで来る。（※昭和3,12年版もほぼ同じ、3年版のみ「三」の註にあくじ、松恵との結婚のことが出ている）

〈おふでさき1号〉

19. このさきハ上たる心たん／＼と
心しづめてハぶくなるよふ

20. このハほくむつかしよふにあるけれど
たん／＼神がしゆこするなり

【『おふでさき註釈（現行版）』天理教教会本部】

《19. これからは、上に立つ人々は、心を平静にして互に融和しなければならない。

20. この融和は難しいようであるが、次第に親神が守護するから、やがて実現するに違いない。／ 註 当時即ち明治二年の頃は維新創業の際で、人心不安で疑惑深く、表面新政府に帰順しながら、内心歴代君侯の恩を思うてひそかに事を謀る者があり、果して平穩に藩籍奉還が実行出来るかと憂えられた位であった。右二首のお歌はこの国情に対して、親神様は、将来人心必ず一に帰して安定す可きを念い、月日親神様の守護もまたそれにある事を述べられたものである。》

【「おふでさき講習会録」『みちのとも』昭和3(1928)年11月20日号P24】

《19, 20のお歌は明治二年頃の不安な社会状態を御覧になって其赴く可き道を御示し下されたものであります。一中略一 親神様としてはこれを非常に御心配になって、國民全般が朝廷を中心に心を一つにしなければならぬと御さとしになったもので御座ります。我國は建國の昔より皇室を中心として進んで参りましたもので、一時政治の権力は武門に移った事がありましても、統治の中心は天皇にありましたのであります。國民としては飽く迄皇室を中心に團結して行かなければ強固なる國家を形成する事は出来ないのであります。19, 20の御歌はこれを我々國民全般に御示しになり、皇室尊崇の道を御説き下されたものであります。》

【木村善為「〈おふでさき〉第一号十九首二十首の考察—特に〈ハぶく〉〈ハぼく〉の歴史的理
解と用字について」(『天理教学研究』17号. 1967(昭和42年). 10)】

内容要約《『おふでさき註釈』は、「上」を、新政府のことと解釈している。しかし、この時期、天下の趨勢は、新政府の方に決しており、和睦を必要とするような勢力はない。ゆえに、『註釈』の解説には無理がある。「おふでさき」1号は、「やしきのそうじ」と「つとめ」が主題であり、19, 20についても、それらに関連すると解釈するのが、妥当である。ここでの和睦とは、「内」のことではないかと考えられる。「上」も、対外的な権力者ばかりでなく、「お道の指導者層」についても言われたのではないか。『お道を、まだ、せかいなみの教えであるとさえ思っ
て行動する内なる “上” たる者の心をしづめ、和（やわら）ぎむつぶよう、むつかしいことであるが、親神が働こう』が、19, 20の意である。》

この2首のお歌について『おふでさき註釈』は明治2年頃の不安定な国情に対し安定を願ったものとしています。さらに昭和3年の「おふでさき講習会録」では「皇室尊崇の道を御説き下されたもの」との解説を加えています。

この「註釈」について木村義為氏はこの時期すでに天下の趨勢は決しており、ここは国情ではなく、「内」のことではないかと言っています。「内」とは誰でしょうか。

「おふでさき1号」が書かれた明治2年の頃、中山家の当主はみきの長男秀司であり、新政府の神道国教化政策に協力しています。この秀司のやり方、考え方に修正を求め、秀司、みき親子の「和睦」を求めたと解釈するとこの後の1, 2号の内容が大変理解しやすくなります。

「おふでさき」の執筆時期と重なるまつゑの半生 — 教内事情から見る「おふでさき」

天理教団の「おふでさき」解釈は内容に合わせて教内外の事情への対応として書かれています。そこから、「それをばななにもしらすこ共にな とりはらハれたこのさねんわな」(17号38)も、警察が没収したという解釈をしているわけです。そしてその証拠として「差押物件目録」を提示しています。それゆえ、教団内は勿論、教外の研究者もこれを信じて『近代日本総合年表』といった本にも天理教弾圧の一事例として取り上げられています。

ただ、「おふでさき」は教内(中山家—おやしき)に向けて書かれたもので、まつゑが「おやしき」に入って亡くなるまでの期間に対応しているという見方もあります。これは松谷氏の考え方ですが、ではまつゑに焦点を合わせておやしき事情を考えてみると何が見えてくるのでしょうか。

【『先人の面影』松谷武一著P21】

《教祖がおふでさきを執筆されはじめたのは、正冊おふでさき第一号表紙の記載によって、明治二年陰暦正月からとわかっているのが、まつゑ入嫁の直前に相当しており、しかも、そのおふでさき第一号の内容は、あとでふれるように、中山秀司・まつゑの縁談についての親神さまの思召が主題のひとつになっているのである。その後、おふでさきは第二号、第三号と書きつづけられて、正冊おふでさき最後の第十七号が執筆されたのは明治十五年(1881年)ごろと推定されているから、その同じ年、明治十五年に三十二歳で中山まつゑが出直していることを考え合せると、入嫁から出直しまでのその全生涯が、正冊おふでさき全巻の1711首のお歌の執筆年限にぴったりと重なっているという事実¹に思いあたるのである。だから、五十年にわたる教祖ひながたのなかでも、教祖直筆で、天理教教義の第一に位する書物であるおふでさきが完成した全期間を通じて、現身の教祖の家族として、直接おそばにお仕えした中山まつゑの果たした役割は、とても重いものであったと思う。》

1号65. これからハ心しいかりいれかへよ あくじはろふてハかきによほふー「ハかきによほふ」は「まつゑ」が定説
『山中忠七伝』は、「若き女房」=「こいそ」説を記している。

大豆越村の山中忠七の伝記には、明治の初め頃に教祖から忠七の娘のこいそを秀司の嫁に欲しいという話があったが年も離れていることなどを理由に断ったことが伝えられています。この話が本当であれば、「おふできき1号」にある「若き女房」は「まつゑ」ではなかった可能性が出てきます。この話は昭和40年発行の本にも出ています。

【註釈】 ≪65註 ハかきによほふ（若き女房）とは、いんねんあって秀司先生の奥様となられた大和国平群郡平等寺村の小東政吉二女まつゑ様の事で、当時19歳であった。≫

『御教祖とその門人ー山中忠七翁』P105（山中忠七編.三才社.大正12（1923）年7月26日発行）

《 御教祖は明治の初めの頃、忠七翁の娘、こいそさんを頻りと御子息の秀司先生の嫁に出来ないか懇望させられ遊ばされたので、御教祖の御弟様の前川半衛兵様の奥様の、おたきさんが度々忠七翁の宅へ来て、話をされたのであります。所、忠七翁は、『この位人に笑はれて居る中を若しそんなことをしたなら人がどんなにいふて笑ふかしの。年齢もづつと違つて居るのに』といふて承知が出来なかつたのであります。》

『山中忠七伝』P82.（大和真分教会.昭和40（1965）年発行）

《 教祖は、明治の初め頃、翁の娘こいそを秀司先生の嫁に出来ないかと懇望せられ、教祖の弟様の前川半兵衛様の奥さんである、おたきさんが度々翁の宅へ来て縁談をされた、ということでもあります。ところが翁は「このくらい人に笑われている中を、そんな事したら人がどんなに笑うかしの。こんなに年齢が違っているのに。」と、承知が出来なかつたのであります。（注 こいそ十七、八才の時、年令差約三十才）

そして、明治五年、二十二才の時、実は教祖には内緒で、母おそのの妹おなをが芝村へ嫁いでいた、その息子の許へ嫁がせたのであります。お互いに近在であり、従兄妹であり、夫は教員をしていて、本当に申し分ないと思われたのでありましよう。しかしそれは浅はかな人間思案であり、大きな思惑違いでありました。嫁ぐなりひどい身上となり、やっとなら救われたら、今度は夫が女狂いを始め、妾をつくるような事になり、それでも不足の一つも言わず精一杯勤めたのでありますが、遂に妾を家に引入れ、果ては妾がこいそを女中扱いをするようになり、近隣の人々から夫を非難する声起ると共に、煩悶の日々を送るようになりました。

教祖からは、早く帰れ／＼、と申して頂いたのでありますが、次々と子供が産まれて、帰るに帰れない有様でした。見るに見かねた両親や山沢家の人達の相談で、無理に実家へ引取られ、六カ年の茨の生活も終わったのであります。》

「道すがら外編」は、明治4年入嫁になっている

①は、『稿本教祖伝』が出版される前に行われたその内容に関する講習会での中山正善2代真柱の発言です。戸籍上の入嫁は3年だけど、『稿本』は2年に入嫁したことになっているとわざわざ確認しています。

②は、『稿本』の説明を素直に受け入れた場合の戸籍上3年入嫁の理由付けです。

③は、明治30年前後に書かれたと思われる文で、まつゑが中山家に来たのは明治4年になっています。ここでは戸籍上の日付の方が早いわけで、とりあえず書類上の手続きを先行させたことになります。

① それから次の頁の祖母様、まつゑ様のお屋敷へおいでになったこと、これはこの文章によりますと、明治二年になってあるのであります。これも語られてあったり、あるいはおふでさきなどから思案いたしまして、これは二年と決定しているのであります。明治十年の戸籍では三年ということになってありますが、本文では二年という説を採用しているのであります。大勢から申せば何でもないのであります。細々した点でご興味のある方のためにご注意を申しておきます。戸籍が三年となっているのを知って、ここでは二年と書いてあるということでもあります。（『第十六回教義講習会第一次講習会録抜粋』P251. 中山正善）

② さて、小東まつゑが中山秀司と婚約したのは明治二年（一八六九年）、入嫁はその直後のことであろう。戸籍簿には翌年八月二十六日（陰暦）入嫁と記載されているからである。戸籍簿への記載はおくれることが多いから、実際の入嫁の日は、そのしばらく前と推定される。／ 教祖がおふでさきを執筆されはじめたのは、正冊おふでさき第一号表紙の記載によって、明治二年陰暦正月からとわかっている。まつゑ入嫁の直前に相当しており、しかも、そのおふでさき第一号の内容は、あとでふれるように、中山秀司・まつゑの縁談についての親神さまの思召が主題のひとつになっているのである。（『先人の面影』P21. 松谷武一）

③ 明治四年に、神様の御指図によって、平等寺村の、小東口口殿の娘、まつゑ様と申して、廿才におなりあそばさる御方を、秀司様の正妻にお迎へになりました。此時秀司様は、既に五十一才でありまして、是までと云ふものは、実にこんなん、なんじふの道すがらで、『いばらぐらうや、がけ道や、つるぎの中も通りぬけたら』と神様の仰せられます通り、其様な道を御通り被下ました事ありますから、正妻といふてお迎へになりました事もなく、只手掛の様な御方があつたのみでござります。（「道すがら外編1」『正文遺韻』昭和12年版P61）

明治十年一月

堺県大和国第一大区三小区戸籍之五十一

山 辺 郡 三 島 村

一六八

大和国第一大区三小区山辺郡庄屋敷村

第五番屋敷住平民農

実父善兵衛亡長男

中山 秀 治

五十五歳七月

氏神同郡同村

春日 社

文政四年辛巳年七月廿四日出生

明治十四年巳年四月九日病死

寛政戊午十年四月四日出生

母 み き

七十八歳十月

当国同郡勾田村

浄土宗

善福 寺

実父当国同郡三味田村平民農前川半七長女

文政元戊寅年二月五日入嫁

嘉永四年辛亥年三月三日出生

妻 ま つ ゑ

二十五歳十一月

実父当国平群郡平等寺村平民農小東政吉亡二女

明治三庚午年八月二十六日入嫁

安政戊午五年一月二十三日出生

長男 音 治 郎

十九歳一月

文政八乙酉年四月八日出生

妹 ま さ

五十一歳十月

明治十一年戊寅二月十六日分家相続

明治十一年丁丑二月十五日出生

長女 ま ち

まつゑの戸籍上の入嫁は明治3年8月

明治16年の戸籍では、「明治10年」になっている。『復元30号』30頁

明治9年4月に奈良県は堺県に統合されました。左の戸籍はその際に作成されたものでしょうか。

ここにまつゑの入籍日が出ています。明治3年8月26日です。『稿本』には「明治二年婚約とのい、まつゑは目出度くお屋敷の人となった」とありますが、記録上は明治3年も半ばを過ぎた頃になっています。これをどう解釈するかも教学上の一つの問題です。

「松村さく刀自小伝」には、小東家のことがつぎのとおり記されている。／ 「小東家は地方での旧家であり、財産家でもあった。当主政吉氏は農業の傍ら、法隆寺鳩斑(いかるが)御所の名目金を人に貸付けて、富有の生活をして居られた。政吉氏が亡くなられた時には、箱に七杯の黄金が残っていたと云ふ話もある位である。／ この平和な村で、この不自由なき家庭に於て刀自(さく)は健やかに育って行かれた。刀自の他には松恵様、政太郎氏、定次郎氏、仙次郎氏の四人の弟妹があった。／ お筆先第壹号の中で『五人ある、中の二人は内に置き、あと三人は神の引受け』と仰せられたのは、この五人の御兄弟の事を仰せられたのであって、中の二人とは政太郎氏、定次郎氏のこと、あと三人とはさく刀自、松恵様、仙次郎氏のこと、この三人は神がひきうけるとまで仰せられたのである。／ 此の御神言の通り、さく刀自は後に道に引き出されて高安の理の土台とおなり下され、松恵様は教祖の御長男秀司先生に嫁して、共に地場の御教祖膝下(しっか)近くに引き寄せられることゝなつたが、仙次郎氏のみは神意に反いて逐にお道から遠退いて行かれた。然し、小東家は道には因縁浅からざる御一家と謂はねばならん」(『先人の面影』P23)

平等寺の小東家—財産家、金貸し



小東政吉の妻が竜田の乾ふさから匂いがけされ、明治元年頃には入信し教祖の許にもお詣りしており、それが縁でこの縁談が生まれたというのが通説です。しかしこの説は教祖が思っていた「ハかきによほふ」が最初からまつゑだったという前提の上に作られています。

通説を記す二書は若干異なる

竜田の乾勘兵衛が仲人をしたという話を伝える『御存命の頃』と『復元37号』では細かなところが異なります。

前者では勘兵衛の母が交渉に行き、簡単に決まったとあるのに対して、後者は教祖自身が出向いて説得したことになっています。ここからは全くの推測でしかありませんが、この縁談は「おふでさき」に記されたことが実現していくことですから、小東家が信仰的に教祖とつながりがある必要があり、そこから平等寺の付近で布教活動をしていた乾ふさが登場し、話が進んだという物語が作られたのではないのでしょうか。

実際はこいその話が山中忠七に断られて、年齢、兄弟の数が同じ条件の人を探す中で、秀司が仕事にしていた「金貸し」のつながりの中から小東家が浮かんで、交渉にあたり、まつゑ本人が中山家に来る前の明治3年に入籍を先に済ませ、その後まつゑも承諾をして翌明治4年に中山家に来たというのが本当の所のような気がします。

小東家は法隆寺の寺領（一部であろうが）の差配をやっていた家で、家も大きく門の両側に馬つなぎもあって、馬の二、三頭は常に飼っていたほどの家柄であった。政吉の妻をトミといった。トミはよく腹痛を起こし、その都度、竜田の乾ふさから祈願してもらってたすかっていた。だから明治元年ごろには入信しており、教祖の許へもお詣りしていた。

トミに二人の娘がいた。姉のさくは既に、十三峠を越えた山の向こう、河内の国教興寺村の松村栄治郎に嫁いでいた。妹のまつゑは迎えられて明治二年、教祖の長男秀司先生の夫人になった。その媒酌人は乾勘兵衛といわれるが、実際に事を運んだのは、その母のふさのようである。／ 郡山の元南都支教会長村田忠三郎老人が、この辺の事情を次のように語ってくれた。／

「教祖は、まつゑ様を秀司先生の嫁さんにもらうために、竜田のおしまという婆さんに頼まれた（註おしまはふさの俗称であったかもしれない）。もともと熱心家の婆さんではあったが、当時の小東家と中山家とでは身分が違い過ぎていた。

『よう言いませんわ』／とお断りすると、教祖は、／『心配いらん、すぐ承知するから』／と仰せられた。それでおしまさんは不安であったが、小東家へ行った。しかし肝心の話はなかなか切り出せず、四方山の世間話をしている間に夜が明けかけた。／『婆さん、もう夜が明けますがな。何か特別の話でもあるんですかいな』／と先方が訊ねてくれたので、／『実は言いにくい話なんですが』／と言い渋るのを、／『まあ言ってみなさい』／と促されて、／『実は庄屋敷のお婆さんが、お宅のまつゑ様を嫁にもらいたいといって、私が頼まれたんです』／と言った。／『ああそうか、やりますがな』／と、話は案に相違して簡単にすんだ。／ 小東家では、その朝すぐに大阪へ行って三さし荷物を注文し、翌日村へ持ってきて、庄屋敷村から贈り物だといって村人にふれ回った』／ 村田忠三郎老人の話はこれで終わる。（『御存命の頃』2001年版. P194. 高野友治）

因縁ある正妻と言うのは大和の平等寺村小東政吉氏二女まつゑ様の事で、当時十九歳であった。

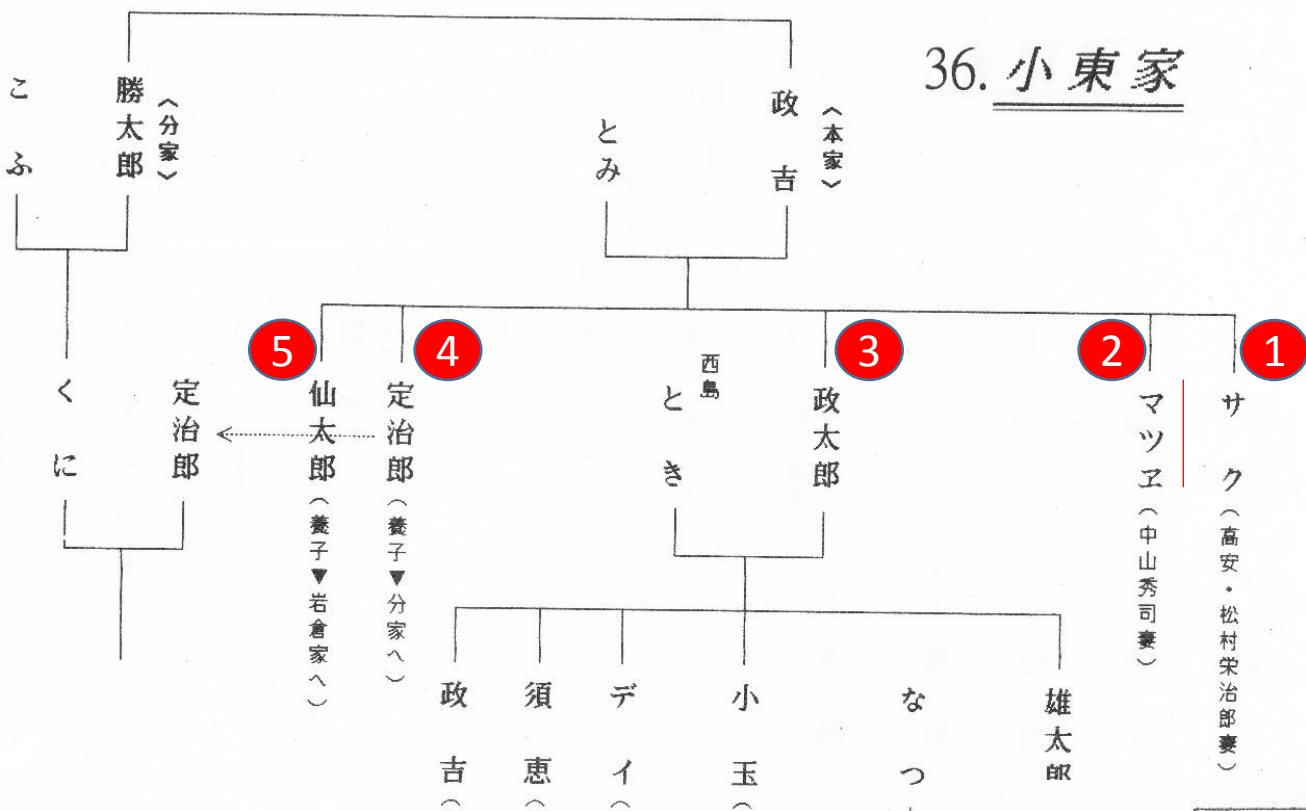
此縁談は最初仲人として龍田の勘兵衛と言う人が、小東家に交渉したのであるが、都合よくまとまらなかった。あまりにも年齢の相違が多いのでむつかしいだろうと考えられた。然し親神様は 第一号66 これとてもむつかしよふにあるけれど 神がでたならもろてくるそや とて、教祖様自ら御越しになり魂の因縁を御説きになったので、小東家に於ても始めて承服し、爰に縁談は成立したものである。（『復元37号』P24）

山中家にも子供は5人いた

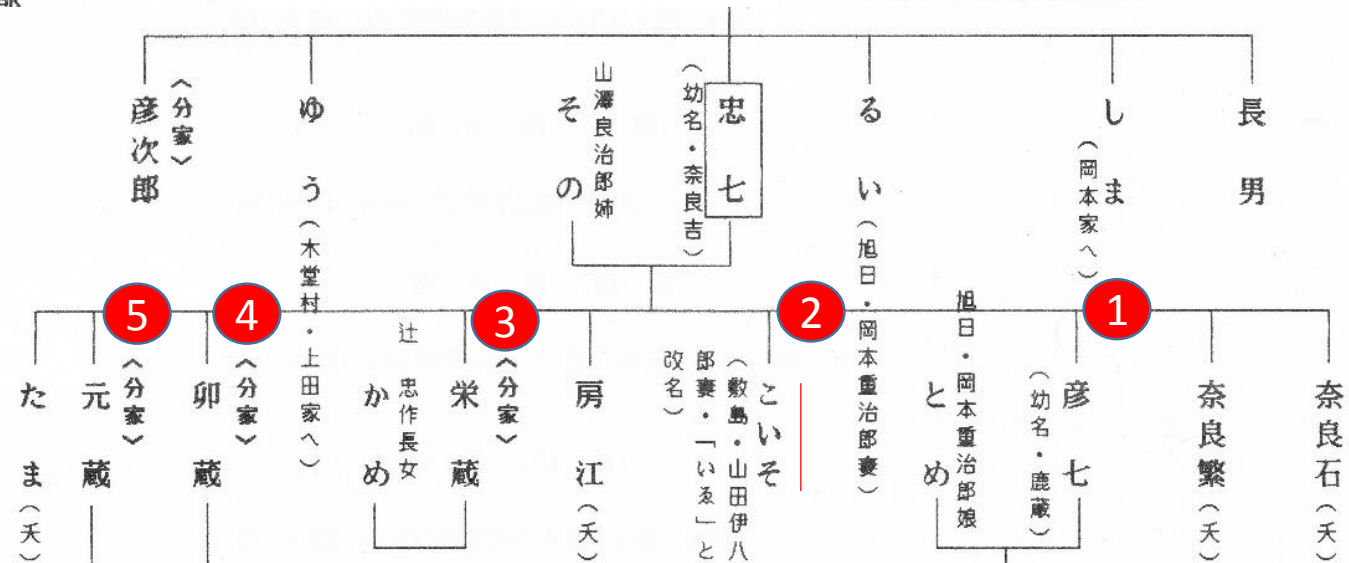
1号68. 五人あるなかのにゝんはうちにをけ
あと三人は神のひきうけ

【おふでさき註釈】⇒《註 これは、秀司先生奥様まつゑ様の生家小東家に仰言った事で、小東政吉には、おさく、まつゑ、政太郎、亀吉(後、定次郎と改名)音吉(後、仙次郎と改名)、という五人の子があった。親神様はその中の二人は内の用事をさせ、あとの三人を親神様のためにささげよ。そうすればその行末は引き受ける、と仰せられたのである。》

36. 小東家



124. 山中家<本家> (大和真)



「おふでさき1号」68には、「女房」は5人兄弟であることが記されています。当然まつゑの実家小東家はこの条件に適っています。では山中家はどうか。こちらも夭折した子を除けば5人兄弟なのです。

ここにはまつゑの姉松村さくの入信状況が書かれています。『天理教事典』では「妹まつゑが教祖の長男秀司の妻になっていたことから」さくがおぢばに帰ったことになっています。ただ、縁談がまつゑの母がすでに入信していたことから生じたという説に従えば、これはおかしい話です。それゆえ、『御存命の頃』(P197)には『高安大教会史』によると註があって「母親に勧められ」となっています。『高安大教会史』は縁談の経緯をふまえた説になっているわけです。ちなみに、『逸話編』23には誰の縁でぢばに帰ったかは書かれていません。

明治15年に教祖がさくを訪ねて松村家に行ったのは、同年5月22日に、まつゑから新治郎へ中山家の戸主切換えが行われたことと関係していると想像されます。この時教祖はぢばから人力車を乗り通したわけではなく、まず筒井の船着場へ人力車で行き、そこから舟に乗って大和川を下って柏原(現柏原市役所がある辺り)で降り、国分街道を北に向かって松村家に行ったと思われます。朝出て夕方に着き、翌一日を松村家で過ごし、三日目朝に出て、夕にぢばに着いたということでしょう。「三日間滞在」に間違いはありません。実質は一日です。

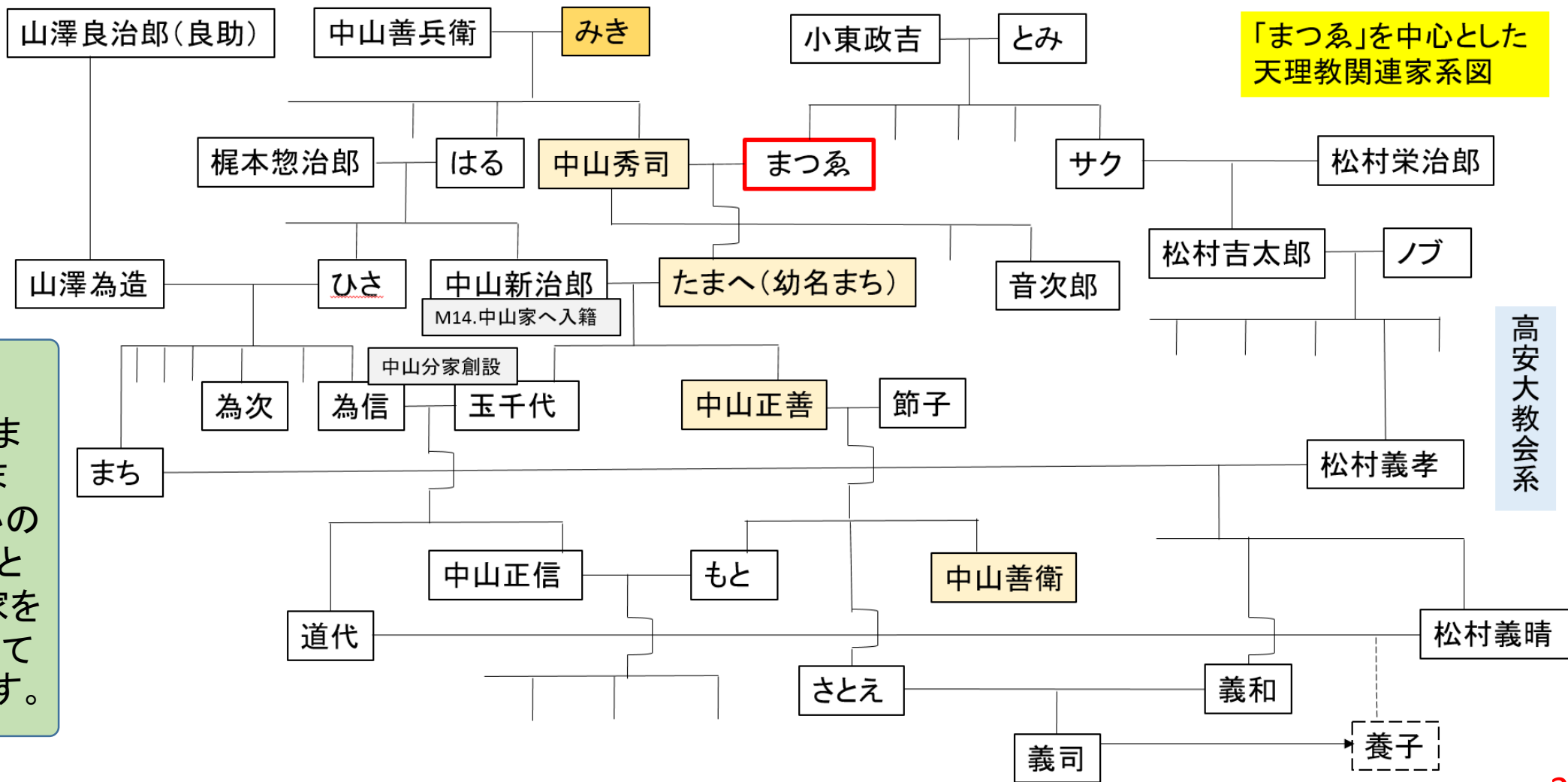
明治3年(1870)秋の頃、河内国高安郡教興寺村(現大阪府八尾市教興寺)の松村栄治郎の妻さくが、俗に「たちやまい」といわれる病気になり、近村の名医数人に立合診察を受けたが、助かる見込みなしとの診断で、日々に重態となった。そこでさくは気長く静養するため、同4年正月2日実家である大和国平群郡平等寺村、小東政吉宅へ帰ったが、妹まつゑが教祖の長男秀司の妻になっていたことから、教祖がどんな難病でも助けられるという話も聞いており、正月10日駕籠で「おぢば」へお願いに帰った。さくは1年越しの長患いで、頭髪が蓬(よもぎ)のように乱れているばかりか、虱(しらみ)がわいて非常にむさくるしい姿であったのにもかかわらず、教祖は少しも意に介されず、有難いお話をお聞かせ下され、虱を1匹ずつ取りながら、髪を杭(す)いて下され、さらに風呂を沸して、垢付いたさくの身体を御手ずから綺麗にお洗い下された。この手厚い御看護により、さしもの大患も3日目には嘘のようにたすけられた(『逸話篇』23、32頁)。それ以来、夫栄治郎は、この不思議な「たすけ」に感激して、おぢばにかえることが多くなった。教祖はさくを「姉さん、姉さん」と呼んで親しくされた。その後大阪・河内方面への教線が伸びるに伴い、代々河内地方の素封家である松村家へ信仰者の出入りが多くなっていった。

明治15年、さくは「痛風症」(リュウマチ)を患った。夫栄治郎は早速おぢばにかえり、教祖におたすけを願ったところ、「姉さんの障りなら、私が見舞いに行こう」と仰せになり、6月18日(陰暦5月3日)飯降伊蔵ほか1名を連れ、赤衣を召し人力車に乗って、国分街道を松村家へお入り込み下された。そして3日間滞在されて、さくを親しく抱き寝をされては教理を説かれ、手厚くお世話下された。(『天理教事典第三版』P349)

天理教における「まつゑ」の位置

この御方は、きる一方の御魂の因縁でありますから、御教祖様のおそばに、日夜おつかへ申す中に、兎角御教祖様と、よりくる信者との間を、きる様な事になされまして、それゆゑ、信者もよほど熱心でなければ、信心がつゞきませなんだわけで、乃ち神様が、真実の深いものと、ないものとを、よりわけなさる一つの道具に、御引寄せ被遊たるものと、古い先生の御話でございます。（『改訂正文遺韻(復刻版)』P51）

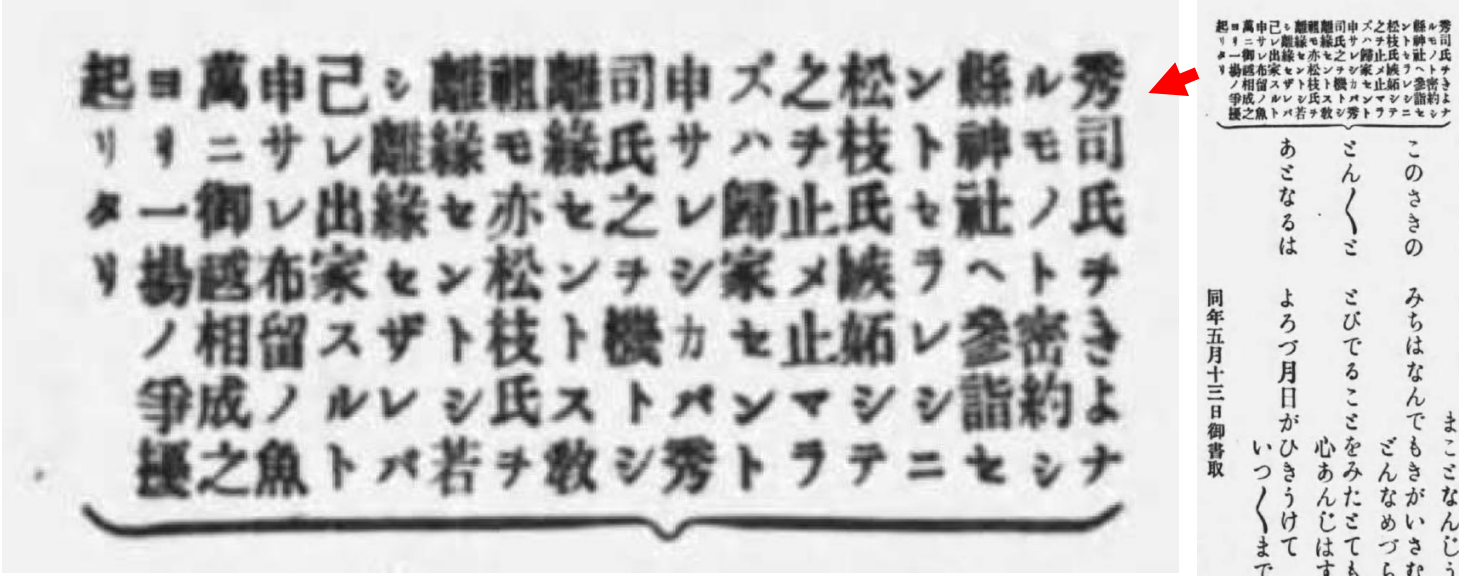
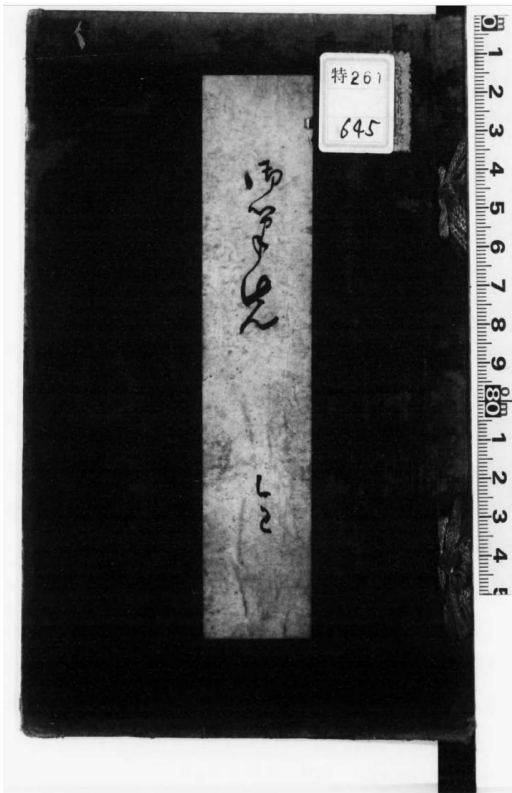
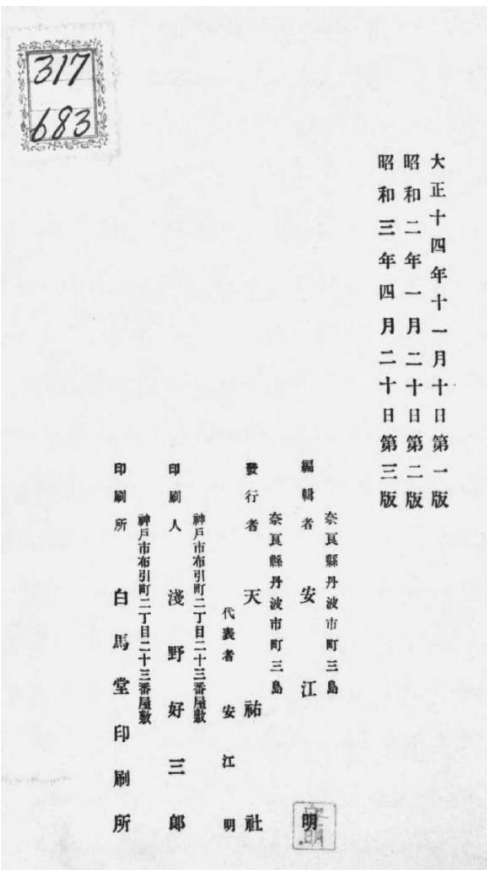
「まつゑ」を中心とした天理教関連家系図



高安大教会系

まつゑは「切る理の人」とかいわれてあまり良い話は聞かれません。まつゑ中心の系図を書くと中山家と松村家、及び山澤家を結びつける要になっていることがわかります。

まつゑとの離婚を望む秀司と教祖



【安江明編『おふでさき』12号56の註】
 《 秀司氏ヲきよナルモノト密約シ縣(※あがた)神社
 へ參詣セントセラレシニ松枝氏嫉妬シテ之ヲ止メ
 止マラズハ帰家セント申サレシカバ秀司氏之ヲ機
 トシ離縁セントス教祖モ亦松枝氏ヲ離縁セントシ
 若シ離縁セザレバ己レ出家スルト申サレ布留ノ魚
 萬ニ御越相成之ヨリ一場ノ争擾起リタリ》
 (※12号は明治9年筆)

このさきの みちはなんでもきがないさむ まここなんじうなみちであれども
 さんくも びびでることをみたごても どんなめづらしみちがあるやら
 あごなるは よろづ月日がひきうけて 心あんじはするやないぞや
 いつくまでもよふきづくめに

同年五月十三日御書取

大正14年発行の『おふでさき』(俗に安江本)12号56の註として、夫の秀司が浮気をしようとしているのを知って、まつゑは実家に帰ると言い、それに対して秀司は離婚するいい機会だと思い、また教祖も離婚することを望んで、離婚しないのであれば自分が家を出ると言って、魚万という宿屋に行ってしまう「騒擾」になったとあります。どこまで信用してよいのかわかりませんが、「おふでさき」の解釈とは別にして、これに近い状況はあったのでしょうか。これは明治9年の話で、翌10年に「まちー明治30年にタマエに改名)」が生まれます。

秀司死亡後、転輪王講社の跡目を継いだまつゑ

明治14年4月に秀司が亡くなった後、まつゑが秀司の後を継ぐことを願い出た文書です。松谷氏は「おふでさき」に記された教祖の思いが全く反映されていない文書であると断じています。

依 願 書
大和國山邊郡三嶋村

死 亡 中山 秀治
跡 名 同 松恵

一、轉輪王講社結社被成申候ニ就其真言宗教會副社長拝命仕且其教會出張所ト相定メ被置候所右中山秀治義死亡後方今女戸主ニ御座候故何事モ相心得不申甚不都合ニ付向後講社及教會等之儀其御富院御定規之通り可然様御指揮被成下度此段連署ヲ以御依頼申上候

明治十四年七月十一日

右 中山 松恵
同郡新泉村講社取締 山澤 良治郎
同郡勾田村親類惣代 村田 音次郎

宇智都久留野村

地福寺真言教會社長

少講義 日暮 宥貞 殿

『復元37号』P209

この文書は、転輪王講社は地福寺に所属していたから副社長死亡届を書面で差し出す必要が生じて、文章の形式上、へりくだった言いまわしの案文となったのかもしれない。だが「跡名」として中山まつゑの署名をなし、当時、後見役のように家事万端の取り締まりにあっていた山澤良助と、秀司の庶子で勾田村の村田テイの養子となった音次郎の二人が連署して、地福寺の定規のとおり、しかるべきよう指揮してほしいという依頼状の文面には、おふでさき第十五号、第十六号のお歌にみなぎりあふれている親神さまの思召は全然反映されていない。まるで別世界の出来事のような文書である。（『先人の面影』P46. 松谷武一. 1981. 天理教青年会本部）

新治郎の中山家入籍、及びまつゑから新治郎へ戸主切替と相続

明治14年9月に梶本惣治郎の次男、新治郎が中山家に入籍します。この時秀司の長男、音次郎は他家に養子に出されておりました。そして、明治15年5月に何か不都合があったようで、まつゑから新治郎へ戸主が替わり、同9月に相続が行われ、11月10日にまつゑが亡くなります。

考三 初代真柱様戸主となる (『復元37号』P119)
 明治十五年初代管長様中山家の戸主となる、其書類の寫し左の如し
 戸主切換御願

山邊郡三嶋村五番地
 中 山 マ ツ エ
 養長男 中 山 新 治 郎

一 私夫中山秀治死亡后戸主相續罷在候處女戸主ニテハ家事向キ不行届キ且ハ成規ニモ犯シ候ニ付今般親族協議之上養長男新治郎エ戸主切換仕度旨熟議相整候間何卒養長男新治郎エ戸主切換被成下度依之双方連署ヲ以此段奉願候也

明治十五年五月廿日

右 中山 マツエ ㊟
 養長男 中山 新治郎 ㊟
 親族惣代 前川 半三郎 ㊟

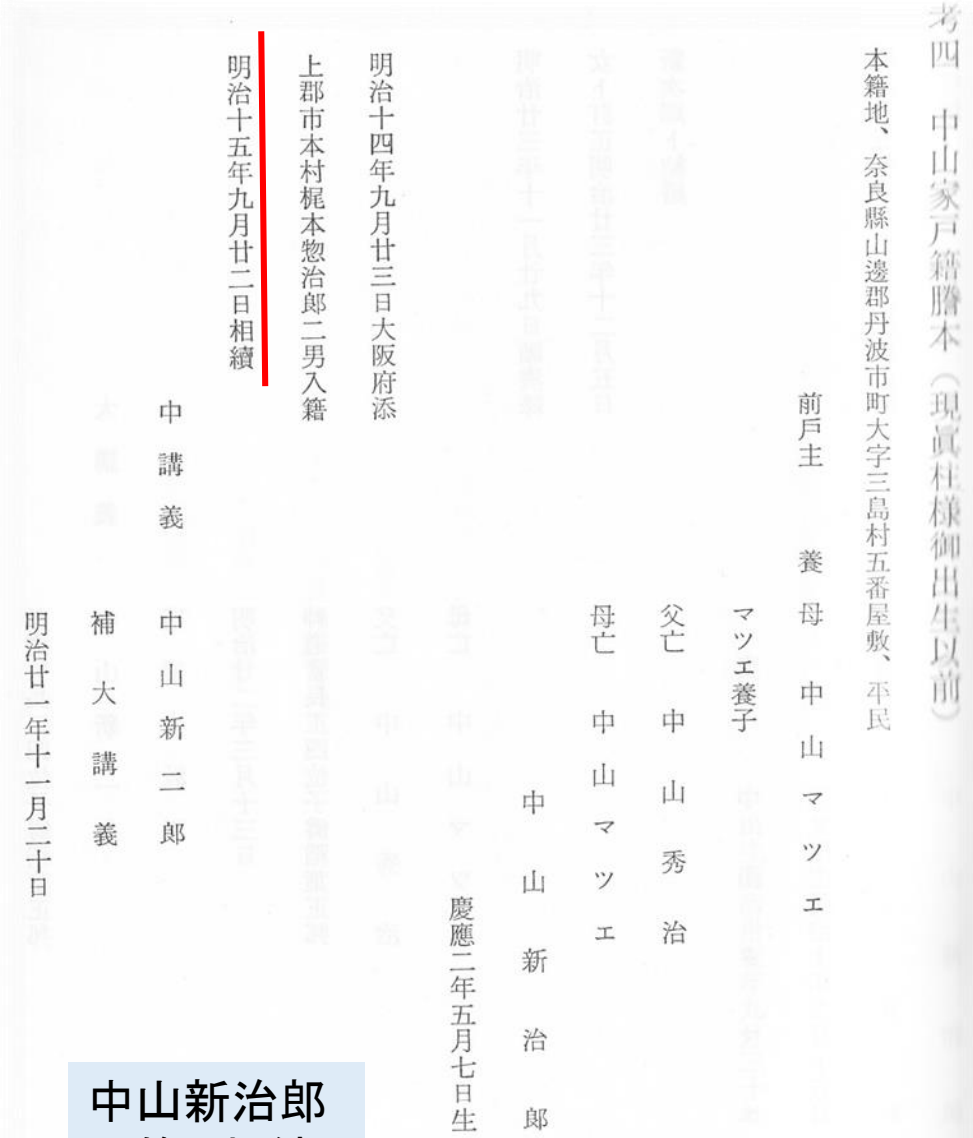
右之趣承認候也
 右村

戸長役場 ㊟

明治15年5月22日、まつゑから新治郎へ戸主切替

明治十五年五月廿二日
 三島村
 戸長役場 御中

一 私夫中山秀治死亡后戸主相續罷在候處女戸主ニテハ家事向キ不行届キ且ハ成規ニモ犯シ候ニ付今般親族協議之上養長男新治郎エ戸主切換仕度旨熟議相整候間何卒養長男新治郎エ戸主切換被成下度依之双方連署ヲ以此段奉願候也



中山新治郎
 入籍と相続

秀司さんが亡くなったので、今度はまつゑさんを女戸主として立てて、そして、秀司さんの跡取りと思っていた音次郎を余所へ出していたのを、転輪王講社の信者総代に呼びよせ、親戚連合が秀司に代わってまつゑさんを戸主に押し立てて、親戚の代表に押し立てられたのは前川半七、操ったのは山澤良治郎。そして、教祖にたて突いている間に、まつゑさんが後家さんなのに妊娠してしまったのです。

姉の松村さくがそれを面倒見まして処分したのですが、後、身体の具合が悪いというので、温泉で湯治させたりしたのです。しかし、はかばかしくない。そういう状況で戸主が解任されるのです。五月に戸主解任になっているのですが、それを見ますと、女戸主で不都合な面もあり、正規の法律も犯しておりますので、戸主を解任いたします、という書類が中山家に残っています。

そうやっている間、教祖が、山澤の書類が出されたので捕えられたのですが、二段まで出来た石のかんろだいは中山家の庭にあったのです。ちばに据えられていたのです。それを山澤良治郎とまつゑさんが、こんなもの持って行ってくださいと警察へ届けを出したのです。

『稿本天理教教祖伝』では突如として警察から巡査が来て没収して行ったとなっておりますが、書類では、立会人中山まつゑ、立会人出澤良治郎と出ていますから、この二人が、かんろだいまいたいな拝み祈禱の、中山みきが拝み祈禱に使ったものを持って行ってくださいと警察に届けたから、警察が没収しに来て、立会人として、持って行ってくれと言った者に署名させたのです。書類の見方を知らない人は、それを突如としてきた警察などと言っていますが、幸いにして私は書類の見方を知っていますから。

これは女戸主のまつゑが持って行ってくれと言って、そういうことが重なって、堺県真言教会転輪王講社（真言教会と言っても先生は教導職で天皇神話を教えていました）を解散させるため明治十五年教祖が「毎日つとめ」を決行して、つとめ場所の真言教会を官の手で取り払うのです。

そして、教祖が捕えられて、人力車で行く時にまつゑさんが「どうしたらいいでしょう」と教祖に言うのです。自分はどうしたら良いか分からないのです。かんろだいをなくしたものの、転輪王講社の教もいけないと言われると、どうして良いか分からない。教祖は、自分がしでかしたこと、勝手にしなさいと言って人力車で警察へ行ってしまおう。そして、明日は教祖がお帰りになるということで、伊蔵さんが赤衣を呉服屋に注文してあったのを取りに行ったら警察に捕まってしまって、帯解分署に留置されたのです。

教祖が奈良警察署から、奈良警察署といっても廃仏毀釈で興福寺の金堂が奈良警察署です。そこから帰ってくるのに、伊蔵さんをすれ違わそうとして、わざわざ帯解分署に留置したのですが、教祖も伊蔵さんも留守の日、と言うことは、教祖がお帰りなる前の晩にまつゑさんは秀司さんと同じ場所で、泡を吹いて遺体で発見されています。これも病気の順当な死にかたではありません。日時をずらして役所に届けています。これは活字になっております。（『ほんあづま458号』P19.八島英雄.2007）

まつゑが伊蔵の家族からヒシヤクや鍋の使用料を取ったというのはよく知られている話です。「偉い溜めたな／＼。何ンぼ溜めてもあかせんで」というのは、そういったことを含めてまつゑのやり方が表現されているのでしょう。「腹が膨れて口からは泡が始終出て居」た死亡時の状況は単なる病気ではないことを想像させます。

【『新宗教』（大平良平編集．飯振政甚談．大正5年1月号P116）】

松枝さんのおかくれの時は子供心によく覚えて居りますが腹が膨れて口からは泡が始終出て居りました。亡くなつた時其の事を教祖様に申上ると御休息から中南－松枝さんは中南で亡くなりました－へお出でになり

「偉い溜めたな／＼。何ンぼ溜めてもあかせんで」

と仰せになりました。其の時は私の未だ子供の時分でありますから

「偉い銭入れてあると云ふことですが彼れ切つたら偉い出るで」

と云つて母から偉い叱られたことを覚えて居ります。八つ位の頃は其んな馬鹿なこと考へてゐたと思ひます。

松枝さんが亡くなつてから一年も経たないうちに教祖様がお湯を使つてお居でになり姉が教祖様の背中を流して居りますとくづ屋葺きの屋根の廂の上に鼯（いたち）がゐた。教祖は其れを見て

「ア、松枝帰つてゐるぜ」と云はれたと云ふことを聞いて居ります。

「彼女は再び人間界に出さんが此処より何処へもやらん。屋敷の中に置く」

と仰せられたといふことですが成る程屋敷の中に居ります。私等子供の時は松枝さんを姉さん／＼と云つて居ましたが其の鼯にあふと

「ア、姉さん／＼姉さん居るで」

と云ふと今の夫人様 其の頃はいと（お嬢さん）／＼と云つてゐましたが

「甚さん又た彼んなことを云つて私をいちめる」

と云つて泣かれたことを覚えて居ります。（終）》

まつゑさんにしてみても、どうも高弟たちは煙たい存在だったので、あんた方はいないほうがうちは運営がやりいいんだというわけで次々といやがらせをするという格好で、伊蔵さんが教祖にお屋敷に来なさいと言われ住み込んでみたら、まつゑさんが鍋かまの損料どころか水を汲むヒシヤクの損料まで取ったといわれているわけですが、そういうところから当時の高弟たちや教祖周辺の人々は、秀司はつっぱりで、まつゑは切ること一切やという言い方をしたのです。（『ほんあづま179号』P14）

明治15年の政府の宗教政策、教派神道の成立—祭祀と宗教の分離による国家神道の確立へ

1882（明治15）年1月21日、内務省は、神道系教会講社の教導職が、主神を鎮祭し、信者の葬儀を執行するなどの目的で祠宇（しう—神殿）を設けることを許可した。前年に禁止したものを解除したこの措置は、神道系宗教と神社神道の分離に道をひらくものであった。

つづいて1月24日、内務省は、府県にたいして、「自今、神官は教導職の兼補を廃し、葬儀に関係せざるものとす。この旨あい達し候事。但し、府県社以下神官は、当分従前の通り」との達を發した。この結果、神職は神社にあって祭祀に専念する儀礼執行者となり、国民教化の任務は、仏教と神道系宗教にゆだねられることとなった。神職の葬儀への関与は、現実に各地で神葬祭が行われているため、府県社以下の神職については便宜上、認容されたが、神明に奉仕する本務からみて、神職が死穢にふれることは望ましくないとされたのであろう。

国会開設を要求する自由民権運動が燃え上った明治10年代前半に、神道界は祭神論争の混乱を経て、宗教化の路線を完封し、祭祀と宗教の分離による国家神道の確立へと大きく歩み出した。こうして神道系宗教は、神道事務局からあいついで独立して、教派神道として編成されて行き、神社神道が皇宗神道と直結した非宗教の国家祭祀として、神（教派神道）仏（仏教）基（キリスト教）三教に君臨する「国家神道体制」が作り出される段階を迎えることになった。（『天皇制国家と宗教』P91. 村上重良. 日本評論社. 1986）

話を国政レベルに戻すと、明治15年は、祭祀と宗教の分離による国家神道の確立へと大きく歩み出し、教派神道が成立した年です。

教祖のもとに集まる多くの人をどのようにして宗教集団としてまとまりのあるものにしていくのかを考える人にとっては、政府のこの方向転換にどう対応していくのかは重要な問題であったと思われます。

5.15 神道事務局より神道神宮派・大社派・扶桑派・実行派・大成派・神習派が独立
〔内務達〕。

『近代日本総合年表第二版』1984. 岩波書店

自由民権運動に備える警察 —明治15年の警察の課題

政変（※1881年〈明治14年〉参議大隈重信とその一派が政府から追放された事件。1880年民権派の国会開設請願運動は頂点に達し、政府は憲法制定と国会開設を決意したが、開設時期に関して大隈は即時開設、伊藤博文、井上毅（こわし）は漸進的意見で対立した。）を転機として政府側は態勢をかため、まきかえしをはかっていく。警察はその尖兵であった。

政変直後の10月13日、内務卿松方正義は、各府県に警部長を置きたい、と三条太政大臣に申請した。松方の主張はつぎのようである。現在、各府県に設置している警部は一般の役人と同じ待遇だが、警察本署長の職務は警部・巡査の長となり、全管内の警察事務を監督するなど、責任は非常に重い。しかも、「国事警察」については政府の「耳目」にあたるものであり、直接、内務省が命令したり、内務省に報告したりすべき職務である。松方はこのべて、各府県警察の直接の責任者として警部長を設けること、「国事警察」については内務卿に直属すること、を求めた。政府はこの主張をそのまま認め、11月26日、警部長の設置が発表される。各府県警察は、「国事警察」＝政治警察の面で、直接、中央の内務省に結びつくこととなった。この年1月、中央（東京）で「国事警察」の比重が高まったのにつづいて、全国的にも自由民権運動に対決する態勢が整えられた。それは、政変後、政府がすすもうとする方向をよく示すものであった。

翌1882（※明治15）年4月25日、全国の警部長は東京に召集され、第一回の警察諮問会に臨んだ（5月6日まで）。5月5日の「国事会議」を傍聴した樺山は、日記に「山田氏演説アリ、又国事警察ノ精神不充分ナリ」と書いている。山田氏とは、内務卿の山田顕義のことである。また、この会議の状況について、山県有朋は、各地方の集会や政談演説会の様子を内務卿より諮問したところ、警部長たちは、現行の集会条例では取締れないと、こまごまと申し立てた、と書いている。政変の直後、自由党が結成され、この年の4月には、政変で政府を追われた大隈を党首に、立憲改進黨が結成されていた。自由民権運動は政党を中心として新たな運動を展開しようとしている。第一回の警察諮問会の中心議題は、こうした動きをどう取締るかをめぐってであった。6月17日付の手紙で、山田内務卿は、自由・改進黨は抜け目なくいろいろなことに着手しており、地方官や警察官の困難は数えきれない、と嘆いていた。（『天皇制警察と民衆』P70. 大日方純夫. 日本評論社. 1987）

明治14, 15年は自由民権運動が活発化する時期です。それに対応するため、明治13年に制定された集会条例は15年6月に改正されてさらに厳しい内容になりました。

15年5月に開催された「第一回警察諮問会」の議題として「集会・演説会などの取締強化、神事祭典などの取締方、酒密造取締の強化」などを記す資料もあるようですが、その中心は自由民権運動の取り締まりにあったと思われます。このような状況の中、半年以上前の事件について差押を実行するというのはどうも考えにくいように感じます。

かんろだい石没収の真実 — 「なにもしらさるこ共」とは誰か？

それをばななにもしらさるこ共にな	とりはらわれたこのさねんわな	十七・38
このさねんなにの事やとをもうかな	かんろふ大が一のざんねん	十七・58

明治15年頃に書かれた「おふでさき」17号には、「かんろだい」が取り払われたことについてと思われるおうたが2首あります。そしてこの説明として『稿本天理教教祖伝』には、「差押物件目録」という警察文書が提示され、警察が突然来てかんろだい石が没収されたとあります。

ところがこのことを詳しく調べていくといくつかの不可解なことが見つかります。まず、「差押物件目録」の内容は明治40年頃作とされる中山新治郎の「教祖様御伝」に筆写されたもののみです。また、「目録」には明治14年10月に犯罪に基づいて差押える旨の記述があり、石の寸法が14年の「山澤手続書」にある「3寸2分」になっています。ただ、上段は「おふでさき」の「2尺4寸」です。

さらに、明治15年1月に「旧刑法」が定められたのに、それ以前の法を根拠に「付加刑」である「差押」が行われています。また、立会人として中山家の戸主であるまつゑの名前が出ています。中山家の敷地内にあるものを差押えるのに、戸主が立会人というのも何か変な気がします。「かんろだい石」や「赤の腰巻」の所有者は中山みきで自分は関係ないという趣旨かもしれませんが、警察は、それを認めたのでしょうか。

断る事もないことですが、天理教の教祖は「中山みき」です。そして「おふでさき」は教祖の直筆であり、天理教の第一の「原典」とされています。その原典に記されている教えを守って現在の天理教団は成立しているというのが建前です。しかし、実際はどうなのでしょう。まつゑの嫁入りも「おふでさき」に従っているという形を整えるために行われた可能性があります。

では「かんろだい」についてはどうでしょうか。取り払ったのは「なにもしらさるこ共」です。警察は確かに教祖の教理を何も知りません。では吉田神祇管領の神を祀りこんだり、地福寺の僧侶を呼んできて護摩を炊いたりする人はどうでしょうか。こちらも「なにもしらさるこ共」ではないでしょうか。現在の教団中枢を担う人たちの先祖が、「かんろだい」を取り払っていたなどという説明を「おふでさき」に付けるなどということは、あってはならないことなのです。

三八、そのたすけ一条の深い意図から建て始めたかんろだいを、何も理の分からぬ子供のために取り払われた親神のもどかしさは、並一通りのものではない。／ 註 教祖様の思召で明治十四年五月に石屋の七次郎に命じて、定まった型通りのかんろだいを造り始められた。そして、同年九月には二段まで出来てあったが、十五年陽暦五月十二日警察から来て、これを没収して行った。本歌は、その時の事を仰せられたものである。（『おふでさき註釈』天理教教会本部）